

第三十一回

参議院社会労働委員会公聴会會議録第二号

昭和三十四年四月六日(月曜日)午前十一時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君

理事 勝保 稔君

委員 柴田 榮君

有馬 英二君

委員

紅露 みつ君

谷口弥三郎君

中野 文門君

坂本 昭君

藤田 太一郎君

光村 甚助君

田村 文吉君

政府委員 厚生大臣 坂田 道太君

事務局長 厚生大臣官房審議官 小山進次郎君

常任委員 増本 甲吉君

公述人 早稲田大学教授 平田富太郎君

全国農業協同組合中央会常務理事 一 桑 照雄君

全国未亡人団体協議会事務局長 山高しげり君

日本身体障害者連合会副会長 駒沢 文雄君

藤沢市長 金子小一郎君

朝日新聞論説委員 江幡 清君

国家公務員共済組合代表協議会専門委員 堀江信二郎君

本日の会議に付した案件
○国民年金法案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(久保等君) ただいまから社会労働委員会公聴会を開催いたします。初めに委員の異動を報告いたします。四月二日付をもって小柳牧衛君が辞任し、その補欠として谷口弥三郎君が選任されました。また、同日付をもって紅露みつ君及び大沢雄一君が辞任し、その補欠として上林忠次君及び安井謙君が選任されました。四月六日付をもって上林忠次君が辞任し、その補欠として紅露みつ君が選任されました。

○委員長(久保等君) 本日は国民年金法案審査のため公聴会を開き、公述人各位の御出席を願ひ、御意見を拝聴することとなっております。この際、委員長といたしまして公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。公述人の方々には、お忙しいところ御出席下さいましてありがとうございます。当委員会においては、目下本法案の審査中でございますが、その参考に資

するため、各位の御出席を願ひまして御意見を拝聴いたすこととなりまして、資料等についてはあらかじめお手元に御送付申し上げておきました通りでございますが、時間の関係もございまして、重点的に御意見の御発表をお願いいたします。次に各委員の質疑にお答え願うことといたしたいと思います。なお、御発表の時間は、お一人二十分程度にお願いしたいと思います。この点御了承願ひたいと思います。次に、委員各位にお諮りいたします。議事の進行上特にお急ぎの方を除いて、午前中に御出席を願っております。公述人全部の意見発表が済んでから御質疑を願うことといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。なお、熊谷純子公述人は都合によりまして、本日欠席の通知がございまして、御報告いたします。平田公述人はお急ぎでございますので、先に公述をお願いいたしまして、次いで御質疑を願ひ、次の方に移るということといたします。この点、御了承願ひます。まず、早稲田大学教授平田富太郎君から御意見の発表をお願いいたします。○公述人(平田富太郎君) 公述申し上げます。今回の政府提案の国民年金法案は、わが国の社会保障制度の発展にとりまして、きわめて重大な意義を有するものと考えられます。今日、国民年金制度のようなものをわが国で実施しますことは時期尚早であるというような議論があります。しかし私は、国民年金制度は今日必要であると考えているのであります。日本の年金制度を見ても、諸外国に比べて非常に劣っております。もとより外国のことをそのまますまねる必要は毛頭ありませんけれども、諸外国において国民年金制度を必要とします事情というものは日本にはないかと言いますと、これはそうではないのであります。たとえ人口の老齢化現象一つだけとらえましても、欧米の事情とかなり共通したものを示しているものであります。さらに現行の公約年金制度の適用範囲の不十分さを見ましても、農民でありますとか、自営の商工業者、臨時工、日雇い、零細企業の従業員諸君、自由職業者、こういうような人々が全面的に今日の公約の年金制度外に放置されているというふうな実情でござい

ます。なお、老齢者の雇用ないしは再就職の機会というものは、こころしほらく、新生産年齢人口が百数十万労働市場に流出していくような日本の実情におきましては、年とつた人々の働く機会というものは非常に困難であるといふふうな実情であります。なお、各企業の定年制の定年基準を見ましても、依然として五十五才というふうな基準を設けておられますところが多いのであります。さらに、それらの私的企業における私的一時金なり年金制度というものはまだ全面的に普及してはいないのみならず、戦後のわが国の家族生活の機構というものは著しく変革してきているというふうな実情でございまして、多くの国民の老後の生活保障というような問題は、今日著しく社会問題化しようという実情に置かれておることを見ましても、わが国におきましては、いわゆる国民年金制度を必要とする事情というものはつきり出ていると、こういうふうには見ておるようなわけであります。このように、国民年金制度を必要とする社会経済事情というものが著しいわけでありまして、ただ、これに対する対策が欠けているというふうには私は見ておるのであります。最近の国民年金というものを、いわゆる昔年金の観点からこれを考えていこうと、こういう構想が出ておられますもの一つは現われである、こういうふうには私に見えておるのであります。今回の国民年金制度に関する法案も、この線に沿っているものであると、こういうふうには私に思われます。御承知の通り、今回の政府提案の国民年金法案によりまして、被保険者の資格の届出に関する規定というものは昭和三十五年十月一日から施行され、保険料の徴収等に関する規定は昭和三十六年の四月一日から施行されることになっております。国民年金制度の基幹的部分であります拠出年金制度の発足というものは、今からさらに二年後というお預けの状態であります。しかし、い

わゆるこの援護年金、これは私は福祉年金とも呼んだ方がいいのではないかと考えているのでありますが、この通常無拠出年金といわれております援護年金の給付に関する規定は本年の十一月一日から施行されることになっておりますので、大きな期待をかけております。もちろん、この援護年金と称するものも、これまで各方面からしばしば批判されておりますように、相当きびしい所得制限をつけて支給されるにすぎないのであります。そのためにも、国民年金制度の必要度の最も高いと思われましますいわゆるボーダー・ライン階層がかえってこの制度の外に放置されるというおそれが多分にあるのであります。この意味で、この国民年金制度というものは、防貧的な性格よりも、むしろ救貧的な性格を非常に濃く持つに至っているのではないかと、こういうふうに見られるのであります。このようなことは、社会保障の重要な柱であります老齢保障に本格的に取り組む態度としては、私は妥当ではないと思えますけれども、この法案の不備、欠点を補いまして、一歩でもよい国民年金制度へと進みますことは、わが国の老齢保障制度の発展にとりまして大きな意義を有するものであると考えられます。

与えられている時間もあまりありませんので、簡単に今回の国民年金法案に含んでおります特に検討を要する若干の問題について、私の見解を述べることによって責めをふさがしていただきます。

第一点は、国民年金制度の適用対象と目されました約三千三百六十万、この内訳は、被用者が四百六十八万、

自營業者七百六十五万、家事従業者五百三十万、無業者その他于五百九十七万人でありますが、これらの國民のうち、およそ八百二十八万人がこの國民年金制度における拠出年金制度の保険料を負担し得ない者と推定されております。このようなことは、國民皆年金というふうな観点から問題の存するところであると思われまゝ。三十五才以上百五十円の拠出となつておりますが、これは負担能力によつてではななく、拠出意欲を考へて定められたと言われておりますけれども、農民やその他の低額所得階層の負担能力をもつと考へまして、できるだけ多くの人々が負担できるようにより妥當な、しかも無理のない保険料が考えらるべきであると思はれるのであります。場合によりましては、もつと段階的な保険料を検討してもよいのではないかと、こういうふうな考へております。

第二点は、この法案では、国民の生活水準その他の事情に著しい変動が生じた場合には、このような変動に応ずるための調整を加えらるべきであると、保険料も従つて、財政均衡を考へまして少くとも五年ごとに再計算され、そうして必要な調整を加えられるべきであるということが規定されておりますして、これは第四条でございますが、しかし、これだけでは、常に實價価値の保持を尊重しなければならぬ長期給付としての年金についての貨幣価値の変動に対する対策といはしましては、明確を欠くものがあるのでありますして、ことに四十年間という世界一の長い繰出期間を資格条件としておりますこの制度におきましては、もっとこの貨幣価値の変動に対する国家の責任

というものを明確にすべきものである
と考えられるのであります。

次に、第三点として、法案におきましては、国民年金制度と現行の各種公的年金制度との関連につきまして、すみやかに検討が加えられました上に、別に法律をもって処理するという旨がうたわれております。これは第七案でございますが、しかし、この年金の受給の条件、受給の内容、支給期間などがおのれそれ違っている財源調達の方法もおのれのお違っております現行の各種年金制度との間の通算問題の解決につきましては、法案におきましては基本方針すら何ら提示されておりません。わが国のように、労働移動の激しい雇用事情のもとにおきましては、職場間の労働移動によって年金受給の資格を失うという場合が非常に多いのでありますから、この通算問題をうまく解決しませんというと、国民年金制度の実際上の効果というものは著しく減ずるものと見られなければなりません。こういう意味で、この問題の解決というものは、国民年金制度のおそらく運命を決する今後の最も重要な課題であることは考えております。今日、公的年金年金制度のうち最も大きな厚生年金保険に於いてすら、男子の被保険者のうち約四四％というものは老齢年金を受けることができない状態でありまして、女子については九五％まで年金を受ける資格を持たずに職場を去っていくというありさまであります。国民年金制度を創設する場合、このような点が一番問題となるのでありまして、この受給期間の通算が何らかの方式で行われないうえに、国民年金制度のいわば国民的意義というものは薄らぐものであると

みなされるのであります。しかし、御承知の通り、現行の各種公的年金制度との通算ないし調整は、技術的に見てなかなか困難なものであるものであります。現在行われております公的年金制度の適用を受けておる者に対ししても、すべて国民年金制度を適用いたしまして、二重加入被保険者として取り扱うところのいわゆる二重加入方式が妥当であるのか、あるいはこの被保険者がそれぞれの制度で拠出した保険料を凍結しておきまして、被保険者が受給年令に達しましたときに、それらの保険料の合計額によって計算した年金を支給するじゅうずつなぎ方式と呼ばれております——いわば私の言う凍結寄せ集め方式とも呼ばれるべき通算方法が妥当であるのか、このいずれが妥当であるかという点につきましては、これまででも多くの論議の存するところであります。もしこの通算問題がうまく解決されませんというと、国民年金制度の実際上の効果というものは著しく減ずるものと見られなければならないのであります。

第四点としましては、この法案に見られますように、この年金財政方式として完全積立方式をとっていきます場合には、将来かなり膨大な積立金ができることとなります。これは厚生年金保険の積立金の比ではないのであります。著しく金額の張るものであります。ここにその推計額の表を持っております。昭和三十六年におきましては積立金保有高が三百九十億をちょっとこえる。三十七年には八百十九億四千八百万円、三十八年には千二百八十九億九千九百万円、だんだんふえまして昭和四十年には二千三百三十一億九

千百万円、さらに昭和五十年には九千三百八十億一千万円、五十五年になりますと一兆三千五百七十億五千三百万円、だんだんふえまして、昭和六十五年におきましては二兆二千六百億というものをちよつとこえる。昭和九十年になりますというと、三兆六千四十六億五千万円と、こういうふうなこの巨額の積立金の運用につきましては特別会計法を作るときにおそらく最終的にきめられるでありましょう。しかし、この積立金は他の預託資金と同様に、単に資金運用部へ預託されるのか、そうではなくして、将来の給付の改善でありますとか、あるいは被保険者の福祉増進のためにできるだけ自主的な運用を行うのか。この年金の積立金の運用問題というものは何ら明らかにされておりません。しかし、年金の保険財政は、インフレにも、場合によりましてはデフレにも耐えることが必要でありますとともに、この積立金の運用というものは、その使い道いかにわが国国民経済に大きな影響を有することになるのでありますから、今後、できるだけ慎重に検討せらるべき課題であると考えられます。

それから第五点は、この法案に定められておりますように、百円から百五十円の保険料を四十年間納付しまして、月額三千五百円の老齢年金の支給を受けましても、四十年後の貨幣価値を考へてみますというのと、とうていいわゆる完全年金というふうな意味を持たないのではないかと、こういうふうには心配するのであります。かつこの四十年間も、もし積立方式における予定利率、これは一貫して五分五厘ということが考えられておるのであります

参るのであります。この点は、擬出金制度の実施が予定されております。

ら市町村職員共済組合、それから私立
学校教職員共済組合、農林漁業団体聯

から、従って、その取扱い対象それ
体の特殊性を考えて年金制度を取り

えることは、たとえばイギリスのように、あるいはドイツのように、てんで

るといふ実情でございまして、例の立学校教職員共済組合法というもの

成立いたしましたから、順次国家公務員共済組合法でありますとか、公共企業体等職員共済組合法、これから先般の農林漁業団体職員共済組合法など、順次ばらばらな傾向になつてきておる。私の見るところでは、もう少し、これはもっともつと分化された形式でこれが出ていくのではないかと、懸念を一つ持ちますと同時に、しかし一方におきましては、こういう公的年金制度を幾ら分化せしめて成立せしめて参りましても、現在のような仕組みでは、その公的年金制度外に放置されていく国民というものは、依然として野放しのままにはつたらかされていくという危険があるのであります。従つて、これに対して一応今問題となつております国民年金制度というふうなもので網をかけて、それを契機として、実は漸次共通の基礎において処置し得る部分を調整した、そういう意味において統一的かつ包括的ないわゆる日本の年金制度というものを考えていく、漸次そういう行き方をとっていく方が、現実にかみ合った問題把握といひますか、問題解決の方途ではないか、こういうふうには見ております。

○坂本昭君 先ほど物価変動について特に日本の場合、長期給付として措置が不明確であるというふうな御説明がありましたが、この問題について、どの程度まで明確な法文にすることがよろしいというふうにお考えになられますか、御説明いただきました。

○公述人(平田富太郎君) 貨幣価値の変動の問題ですか。

○坂本昭君 それに対して、この法案にも四条に規定してありますが、先生

の御説明だと、どうも国の責任をもつと明確にせよと言われますが、どの程度まで、私はいろいろと公聴会などで伺いますと、ある銀行家の人などは、こういうことはいまだかつてなかったもので、この程度の言葉を入れるだけで、非常にけっこうだといつて、賛成している方もおられるのですが、先生のお言葉では、責任を明確にしておけというのですが、明確な仕方なんです、ね、どの程度まで明確な言葉、これは国によりますと、物価にスライドせよとか、かなり明確な言葉を使っているところがあるのですが、どの程度まで明確にしておくことが必要だということが一つです。

○公述人(平田富太郎君) イギリスなどでも、実は五年ごとに手直ししているんじゃないかというふうな、かなり抽象的なというより、単純な規定が行われていくにすぎないと思うのであります。しかし、従来から日本の社会保険の考え方の方の中心的部分は、社会保険的な考え方でありまして、従つて、この考え方をとっていきましますといふと、やはり年金制度というものは保険的な仕組みでやっていくべきである、そうしますと、保険的な正統派的な見解をとつて参りますと、どうしても拠出方式、しかも完全積立方式という仕組みが出てくる、ところが、そういう仕組みが考えられて参りますといふと、当然二十年、三十年、場合によってはこの日本のように世界一だと四十年、フランスでも三十年であります、日本では四十年の仕組みを考へておられますが、こういう長期の拠出期間をかりに打ち出していくというふうなことになるやうな、一体われわれ、私

も社会保険制度審議会の年金関係の仕事に若干関与させていただきまして、そのときも問題になりましたけれども、一体現在、生活保護制度における扶助基準、四級地の二千百を基準といたしまして、経済の伸びを二%、まあ内輪に見て一・五%に見ている、これを一体三十年、四十年後にどういふふうなことをスライドしていくかというふうなことは、非常にむずかしい問題であります。しかし、一応予想を立てなければならぬ問題でありますから、経済成長率をかりに一・五%として、そうして三十年後にはどうなる、四十年後にはどうなる、しかも生活扶助基準の二千百というのを一応基準にして、そういうことを考へていきますと、四十年後に三千五百円というふうなことが一応出てくる。しかし、この三千五百円というふうなことは、経済成長率の狂い、あるいは予定利率の狂いとか、あるいは物価の変動等によつて、非常にこれは可變的な性格を持つておるわけです。従いまして、かりに四十年後の三千五百円というものは、おそらく内輪に見ても半分、今日の値打の半分あるいはそれ以下と私は見ていいんじゃないかと思つておりますが、そうしますと、そういうものが、大体、かなりそういう予想が立てられているのに、この法案等におけるように、こういう貨幣価値に対する国家の責任が、どうももっと、もう少しこうはつきりしたわけていくことが、長い間拠出する者にとりましては、老後の生活を考へれば考へるほど、何か期待を持つておりました、従つて、私は、こういう今の表現でも、全然なかった時代に比べては、非常に、

先ほどお話がありましたように、けっこうなことだと思つておられますけれども、私から見ますといふと、もう少し具体的といひますか、突っ込んだもう少し信頼のおけるような表現、国家の責任、こういうものをもう少し前面にうたう必要がありはしないだろうか。これはおそらく二年後、この拠出年金制度が打ち出される場合に、もっとこれが手直しされていくだろうと思ひますけれども、その際もう少し明確に、信頼のおける表現をとつていただきたいと、こういうふうには念願しておるわけでありま。

○坂本昭君 もう三点だけ伺います。簡単でけっこうでございますけれども、次は、積立金の具体的な運用について考慮しなければならぬというふうなお話でしたが、これももう少し先生、何か積極的な御説明をいただけませんでせうか。どういふふうな考慮するかという事です。

○公述人(平田富太郎君) これは衆議院の社労委の附帯決議等にも出ておりました、現在の厚生年金保険制度における積立金の運用のうな趣を踏むことは、私は絶対に避けらるべきである。かりに、資金運用部に預託するといひましたとしても、かなりはつきりとしてパーセンテージをきめて、それ以外のものは少くとも給付の改善なり、被保険者の福祉増進のためにこれを振り向けるという事を、これも明確にやりますというべきではないか、こういうふうには考へておるのであります。特に先ほど申し上げましたように、厚年の積立金などに比較しまして、非常に巨額の積立金が、かりに三十六年度以降、拠出年金制度が実施されて参りま

するといふと、毎年々々これ積み重なつていくわけでありまますから、これの使い方というものは、先ほど公述の中で申し上げましたように、日本の国民経済全体に非常に大きな影響を持つものでありますから、その運営のかりに委員会等が作られた場合におきましては、その委員会の構成等につきましても、そういう観点から十分な配慮を加えていただきたい。こういうふうには私は考へておるのであります。

○坂本昭君 次は、先ほど先生の御所論の中に、一番最後に、だんだんと結局実質的に賦課方式に転換をしていくだろうという示唆がございましたが、実際ヨーロッパの制度を見てみますと、賦課方式の方へだんだんだんだん流れていっているわけですね。そういう状態を見ますと、今、日本がこの時点において出発するとすれば、最初からやはり賦課方式を加味してやるべきではないかと、まあ日本の場合、ここで出発する場合。そういうことを思うのですが、先生、そういう点について、どういふふうにお考えでございますか。

○公述人(平田富太郎君) 社会党の方の案の一般国民年金制度におきましては、初めから積立方式、賦課方式のまあ折半方式といひますか、折衷方式といふような特殊な財政方式がとられておつたというの御承知の通りであります。が、これなどにも一つの現われが私には出てくると思つておられますが、年金制度の中心問題はやはり財政方式なわけでありまますから、年金を、三年や五つやめるとか、五年や七つやめるといふわけにはいかない。やはりこれは期待権も出て参りますし、途中でや

するといふと、毎年々々これ積み重なつていくわけでありまますから、これの使い方というものは、先ほど公述の中で申し上げましたように、日本の国民経済全体に非常に大きな影響を持つものでありますから、その運営のかりに委員会等が作られた場合におきましては、その委員会の構成等につきましても、そういう観点から十分な配慮を加えていただきたい。こういうふうには私は考へておるのであります。

○坂本昭君 次は、先ほど先生の御所論の中に、一番最後に、だんだんと結局実質的に賦課方式に転換をしていくだろうという示唆がございましたが、実際ヨーロッパの制度を見てみますと、賦課方式の方へだんだんだんだん流れていっているわけですね。そういう状態を見ますと、今、日本がこの時点において出発するとすれば、最初からやはり賦課方式を加味してやるべきではないかと、まあ日本の場合、ここで出発する場合。そういうことを思うのですが、先生、そういう点について、どういふふうにお考えでございますか。

○公述人(平田富太郎君) 社会党の方の案の一般国民年金制度におきましては、初めから積立方式、賦課方式のまあ折半方式といひますか、折衷方式といふような特殊な財政方式がとられておつたというの御承知の通りであります。が、これなどにも一つの現われが私には出てくると思つておられますが、年金制度の中心問題はやはり財政方式なわけでありまますから、年金を、三年や五つやめるとか、五年や七つやめるといふわけにはいかない。やはりこれは期待権も出て参りますし、途中でや

するといふと、毎年々々これ積み重なつていくわけでありまますから、これの使い方というものは、先ほど公述の中で申し上げましたように、日本の国民経済全体に非常に大きな影響を持つものでありますから、その運営のかりに委員会等が作られた場合におきましては、その委員会の構成等につきましても、そういう観点から十分な配慮を加えていただきたい。こういうふうには私は考へておるのであります。

めるといふわけにいかないのでありますから、当初におきまして、二十年、三十年ないしは四十年間くらいの少くとも財政計画を打ち立てる必要があるわけでありまして、ところが、これを一体どういふ財政方式でまかなうかということは非常に大問題でありまして、完全積立方式でいくということはもちろん年金の財政方式として一番堅実なわけでありまして、さてこれを年金財政方式で採用した場合に、どういふ事態が出てくるのか。そうしますと、その完全積立方式、いわゆる保険制度に基いた平準保険方式というふうなものとついでいく場合に、どうも拠出期間が少し長過ぎる。それでは工合が悪いから、もう少しこれを短くしようじゃないかというふうなことを言いましたも、この支給する金額とのにらみ合せ、国家負担とのにらみ合せ等の問題が当然出てくる。予定利率をどういふふうにするかというふうなこともからんでいろいろな困難な問題が出てくるわけでありまして、ことに問題なのは、現在、制度が実施されます場合に、一定の年令以上に達しているいわゆる高齢者の現実的な生活保障の要求にマッチしないという大きな欠陥を持ってくるのであります。従つて、先ほど申し上げましたような、この点が、数十年後の貨幣価値の変動という要素を考えてみますと、さうな、この完全積立方式でいくと、何かほかの方法がないかという、こういう反省が出てくるのであります。その場合、これは修正賦課方式というふうなことでなしに、御承知のように、短期バランス方式としての賦課方式のようなのをとつて、毎年

度ごとに給付に必要な支出相当額に対応する収入額を見込んで計算していくような、こういう賦課方式をとつて、全然積立金を持たないという方式でいくことがどうだろうかという反省が出てくるのであります。これはアメリカ等においても実施してみたいでありますけれども、どうもこれでは不安である。いわゆる年々高齢人口が増大していく、貨幣価値も変化していく、政府の行ふところの政策といふものはどういふふうに変るかわからぬというふうな、いろいろな事情を考慮しますと、どうもこれでは不安であるからして、それを少し修正した、いわゆる修正賦課方式をとつていくことがどうだろうか、こういう財政方式の問題が出てくるのであります。賦課方式は、給付に要する支出が比較的わずかなうちは収入も少く見込むわけでありまして、従つて、支出よりは多少多く収入を見込みますから、若干の積立金が保有されることになるのであります。こういう多少のクッションを抱えた賦課方式というものが、最近御指摘になりましたように、欧米等においては年金財政方式としてかなり一般化しようという傾向にあるのであります。従いまして、私は拠出年金制度をとる場合に、積立方式がいいか、あるいは賦課方式がいいかというところ、いろいろ長短がやはりあるのでありますけれども、日本のような場合に、どうも四十年も長い間、しかも百円ないしは百五十円というものを拠出して、そして大きな積立金を抱え、貨幣価値の変動に対して絶えず不安を持っていた、こういうような点を私はできるだけ、こううまく解決していくためには、どう

も今日採用されておりますような積立方式ではなしに、それ以外の何かうまい方法がないだろうか、こういうふうなことを考へておるのであります。最近さういふ拠出年金制度ではなしに、いわゆる無拠出年金というものを中心として、この財源は目的税なり、場合によりましては取引税のようなものを財源といたしまして、事務機構の簡單化、それから貨幣価値の不安といふものを全然なくするといふようなこと、こういうふうなところに重点をおいて、むしろ修正賦課方式なりのやり方をとるのでなければ、さういふ一つの行き方も考えられやしないだろうか、こういう意見が出てきておりますので、拠出年金制度が向う二、三年間据え置きまして、三十六年四月から実施されることになるとありますから、この二、三年間にこういう問題をもつて慎重に再検討いたしまして、年金財政方式といふものを私は打ち出すべきではないか。私自身にとりましては、これは大きな問題点になっておるのであります。法案において打ち出されておりますような積立方式といふものをもう一度再検討してみる、こういうことであります。従いまして、私ここで積立方式ではなしに修正賦課方式でいく方がいい、あるいは目的税なり取引税のような特殊税でもって財源を調達すべきであるといふふうな、にわかにここでは言ひ切れませんけれども、しばらくこの拠出年金制度実施までの期間、これを十分に検討して、何も積立方式だけに限つて財政方式を考へていくといふことは必要がないのじやないか。こういうふうなことは私に見えておるのであります。

○坂本昭君 大へん私ばかり質問して恐縮でございますけれども、もう一点だけで終わります。

平田先生のなかなかりっぱな社会保障に関する御研究の著書、非常に感銘を受けておるのであります。その中で、特にILOの問題を扱つておる中にフランスのラロックの説をいろいろ批判されておるのであります。その一点だけをお伺いしたいのですが、社会保障の前に、賃金政策といふものがあるといふのがラロックの説であつて、ILO全体としては、まだそこまでに考えが進んでないといふふうに私感じましたが、この問題について、日本の、特にこの間、最低賃金制度もできましたが、年金制度もできようとしておる際、先生のその賃金政策に対する位置づけをお伺いしたいと思ひます。

○公述人(平田富太郎君) 御指摘のラロックの見解は、国際社会保障の理論に大きな影響を与えておるわけでありまして、先般、日本にもやってきておりますが、一般、日本にもやってきておりますが、国際社会保障の考え方、は、社会保障といふものは、これは医療保障と所得保障と、それに緊密な関係をもつた雇用保障といふもの、この三つを少くとも考える必要があるといふことが国際社会保障の見解であります。ところが、ラロックはそれ以外に、賃金の保障といふことが社会保障の内部的な構成要素として当然考えられなければならないといふ考え方を持つわけですね。この点はラロックの非常に特色のある考え方でありまして、今日われわれ、社会保障を若干かじつておる人々の中では、賃金保障といふものは、むしろ社会保障の前提条件であ

るといふ考え方が一般的な考え方でありまして、私自身も賃金保障、少くも最低賃金制度といふようなものは、これは社会保障の問題といひますか、社会保障といふものが、むしろ、考えられる以前に当然考えられていなければならぬといふ問題、それから少くとも社会保障制度といふものと並行して打ち出されていくのでなければ、私は国家による国民の最低限生活の保障といふような大眼目は、さういふ賃金の保障なしには私は考えられない。医療の公共化とか、住宅政策、教育、教育制度、あるいは家族手当といふような、いろいろなものと結びついて最低賃金の保障、賃金保障といふものを前提とするのでなければ、私は社会保障の大眼目といふものが実現できない、さういふ考え方を持っておるのであります。従つて、失業とか、傷病、廃疾、死亡、出産とか、いろいろな生活危険に直面した人々の生活困難といふものを予防ないし救済するといふような、さういふことを考える社会保障なら、現実には健全な労働力をもつて働いておる人々の最低限生活を保障できぬといふのは、さういふのはおかしい話であります。現実には働いておる人の労働力の再生産を最低限度に保障するといふ賃金保障が、社会保障の前に当然国家の施策として備えていなければならぬといふ考え方を持っているのではありません。従つて、私は社会保障よりも、むしろ、よりもいひますか、社会保障と並列してあるいはそれ以前において賃金保障といふものは考えられるべきであるといふ意味におけるウェー

トを賃金制度、あるいは最低賃金の政策として考へている一人でございます。

ます。

○坂本昭君 どうもありがとうございます。

○委員長(久保等君) 他に平田公述人に対する御質疑はございませんか。

○藤田藤太郎君 ちよっとおくれまして参りまして……今社会保障のお話が出ましたけれども、社会保障の柱になるのは、老齢養護年金医療制度の問題が何と云っても中心になると思うのでありますけれども、その中の年金に對する問題については、坂本君が質問しましたから私は避けますけれども、問題は、むしろ社会保障の面から賃金保障の面からと、そういう形の中で国民の生活水準というものを守っていくというか、それが経済の面では購買力というような格好、また、全体としては経済繁栄というような形になつていく、こういうものとの關係についての御意見がありましたら一つ。

○公述人(平田公述人) 最近の社会保障に關する大きな問題点でありまして、実は前からこの点に關する反省が行われておつたわけでありまして、しかし、その点にアクセントを打った考え方というものは、なかなか実はそう一般的には理解されていなかったのでありまして、しかし、最近はその点にかなり重点を置いた考え方があらちに出てきております。たとえば先般表われしました厚生白書の考え方なども、指導的な理念がそういうところに出てくると私は見ておりますが、私自身も実は社会保障というものが、ある意味におきましては、広い意味の経済政策の一環として理解されていいのではなにかという性格を持っているのではな

い。たとえばいろいろな生活危険に

遭遇いたしました人あるいはたとえば失業なり、傷病なり、老齢、廢疾、死亡、いろいろな生活危険に直面した人々に対しまして、少くも最低生活が維持できるだけの最低所得を保障する、こういう見解に基くいわゆる所得保障としての社会保障というものが、今日医療保障とともに大きな社会保障の柱になつておるわけでありまして、そういう所得保障というものが展開されていくということは、結局生活のための必要な購買力を賦与するということになるのであります。従つて、この購買力というものが有る程度におきまして、いろいろな生産を刺激する。生産を刺激することによって雇用を増大し、失業者を救済していく。それが国民経済全体の循環に對しまして、そういういわば生産的な寄与を購買力を媒介として喚起していくのではないかと、こういうふうには私は見ておるのであります。最近の社会保障というものを單に経済成長率に對してまして、マイナスの意味しか持たないというふうな、そういう考え方ではなしに、むしろ積極的に国民経済に對してどういう影響を持つかということ、ただ目の先の短期的な観察でなしに、できるだけ長期な要素も入れた見方がやはり必要ではないかと、こういうふうに見ておるのであります。そういう意味におきましては、私は社会保障、特に所得保障としての老齢保障というものに對しましては、そういう経済的な意味といふもの、国民経済の構造的な意味といふものを私は高く認めたい、こういうふうな考えております。

○委員長(久保等君) 平田公述人に対する質疑はこの程度にいたしたいと思

います。御異議ございませんか。

○委員(久保等君) 御異議ないと思

います。平田公述人には大へんありがたうございまして。どうぞ御退席になつて

○委員長(久保等君) 委員の異動を報告いたします。

四月六日付をもつて草葉隆國君及び安井謙君が辭任し、その補欠として中野文門君及び松岡平市君が選任されました。

○委員長(久保等君) 次に、全国農業協同組合中央会常務理事一栗照雄君にお願いいたします。

○公述人(一栗照雄君) 私は、年金制度について特別の研究をしておりました。非常にしろろとございまして、今度の国民年金の大宗が、非常に多くの割合が農民、農家の人々であるということが予想されます。持っておる次第でございます。

御承知の通り、日本の農民の現状は、所得税を払える農家が一種程度しかないという状況でございます。農民は税金を払わぬというふうなことを言われる人がありますけれども、払わないのではなくして、免脱点以下の人が大部分である。そういうような経済的に弱小な農民といふものを前提として考えていただかなければならぬことであると思ふのであります。なお、経営者と労働者といふものです。使用者があつて、そこで使われているという、要するにサラリーマン

の人たちに対しては各種の公的年金制度が行われておるわけであります。農民はそういう各種の公的年金制度から取り残されておる人々であります。また、戦後、労働立法がいろいろできまして、使用者に使われているという立場の人たちは、労働諸立法によつて保護も受けているわけであります。日本の農民はそういう保護を受け

ないで、形の上では独立自営の農業を営んでいるわけでありまして、経済的にはきわめて貧乏な層ということになつております。そういうことを前提として今度の国民年金制度を当てはめて考えてみますと、私もこれは、この制度がこの際出たと思います。これは、この制度ができるだけ急速に拡充されて、その恩恵の点はより急速に強

く農民等に及ぶように、逐次改正をしていけるというお気持ちがあると想像いたすわけであります。そういうような改善をされていくことを前提として、この制度の出発に反對をするわけにいかない、賛意を表する次第であります。そういう意味で、今後の御措置について希望的にお願いを申し上げたい点を二、三申し上げたいと思ふわけであります。

まず第一に、年金給付の年令が六十五歳といふのは、何といひまして、これはもう少し早くするように願いたいと思ふ点であります。

それから第二の点は、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金といううなもの、これは全額を国庫が負担すべきではないかと思ふのであります。こういう年金に支払うための財源と、養老といふか、老齢年金の支

払いに要する資金とを一緒にしまして、そして年金の三分の一相当額を国が負担されるというのは、私はどうかと思ふのであります。こういう障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金等は、体制としては老齢年金と一緒に、同じ制度の中に含めてもいいと思ひますけれども、これらの老齢年金以外の年金支払いに要する資金は別途に計算して、その分は国が全額負担するということにすべきではないかと思ふわけであります。それから、かりにそういたしますと、今の年金を支払うについても、被保険者から徴収する保険金の額はある程度少なくなることができると思ふのです。

それから第三の点でございますが、これは現在の案では、母子年金、遺児年金、寡婦年金等を含めて一緒にして、なおかつ保険料の二分の一だけしか国が拠出しないということになつております。各種の公的年金を見ましても、大体保険料の半額は使用者側が負担をしております。また、公務員については国なり公共団体、あるいは公共企業体が負担をしております。それは半分以上であるわけであります。単に国の財政という立場から考えますと、それらの公的年金に對する負担はそれほどにならないわけでありまして、要するに経営者が負担をしていく、しかし、経営者が負担することは国の制度として負担をしておるわけですから、労働者の立場から言いますと、国が負担してくれなくても、経営者が負担してくれば同じ効果を持つわけであります。農民の場合には、そういう国からの命令によつて農民にかつて負担してもらへる使用

者がないわけでございますから、その点は私は、国がみずから経営者にかわって、かわってということはおかしいのですが、経営者と同様に負担をせられて差しつかえないことであろうと思うわけでありませう。

それから長い間掛金をして、今の制度でございますと、六十五まで生きておって、それから先に年金をもらおうというところでございますが、実際掛金をする人々の考え方といえますと、六十五まで果して生きておられるかどうか確信を持てる人はおしる少ないのではないかと、あるいは実際問題として六十四才で死に、六十三才で死ぬという人も多数あるわけでございますから、私ももしましては、この年金をもらう時期に至らないで死んでしまった人に対しては、少なくともその人が掛け込んだ保険料の元金だけくらいはこの遺族に支給するという方法を確立することが、この保険を農民等が受け入れる心理状態から見ても非常に有効ではないかと思っております。そうしてまた、遺族に対して葬式料だけはわずかでございまして残されたいというところは、農民等の心理から見ても非常に必要なのではないかと思っております。

それから最後に、保険金の納付の方法につきましては、これは今の法案にも前納の制度等がうたつてありまするが、ああいう条項を十分に活用せられて、農民等の経済の実態に即して、なるべく支払いやすいように、そして手数を省いてやるということを奨励していくようなことを具体的に今後お考えを願いたいと思っております。

それから資金の、この積立金の運用

につきましては、申し上げるまでもなく、これを普通の国家資金として預金部資金等に編入してしまふことなく、実際の零細なる農家等が、自分たちの老後のために積み立てたものでございまして、管理の、これを保管する責任は国が持たなければなりませんけれども、その使い方は、決して国自身の金であるというふうな考え方ではなく、これらの保険料を納めたその人たちの金であるのでありますから、まず第一にそれらの人たちの立場に立つての運用方法が講じられなければならぬ。そういう運用方法が確立し講じられるような機構、制度を確立しておいていただきたいと思つておきます。それを制度的に確保しておきまさんと、おのずから金といふものは、金がお金を呼ぶといふか、貧乏人の方には向つていかないで、金がたくさんある方に向つていくことになりまから、これは出発に當つて制度上確保にすることが十分にお考えおき願ひたいと、こういうふうにお聞き願ひたいと、これらをお願ひを聞いていただきますと、結局のところ、できればそういうことは皆やらないんだが、何分にも財政負担がふえるからやりにくいんだというところに、問題は財政上の問題との関連において実現ということとは容易ではないと思つてございまして、しかし、今回のように、一方において減税を公約し、その減税の公約と同時にこの年金の公約を果さなければならぬという立場において立案をせられた政府におかれましての御苦心、並びにそれがなかなか厚生省当局のお考えの理想にまていきにくいというところは、よくわか

りますので、今日の制度はこういうような減税の実行と同時に立案せられたものでありまするが、今後におきましては、われわれとしましては、こういう用途のために資金が要するというのであれば、減税ではなくて、増税を考へてもやつていくということに今後進めていただきたいと思つておきます。なお、各種の公的年金との通算というふうな問題が多くの方々によつて問題にされておりますが、私はこの問題ももちろん大切でございますが、最初にも申し上げましたことと関連がありまするが、この各種の公的年金との振り合い、調和、つり合いという点をお考え願ひたい。そのことの方がもつと根本ではないかと思つた。その点は一つずつ御比較願ひますると、いかに今回の案がさややかな、つましいものであつて、そうしてまた、国の負担がつかましもものであるかといふことは明瞭であると思つた。私どもは使つていただく使用人のない、いろいろな点で保護してもらへる使用者を持たないところの農民の立場から言ひますと、こうした農民等を対象とした年金こそは、今あるこの経営者と国とが一緒になつて、労働者、勤労者を助けていく年金に比べて劣らないのみか、さらにもう少しいい内容のものを作り上げるというお心がまえをもつて、可及的、その達成、実現に進んでいただきたい。そういう農民等の層と、その他の勤労者等との、その今日の所得の状況、生活状況というものをとお考えになつた上での財政問題での処理というように考へていただきたい。今日、現在のままの財政体系を前提として、その中で幾らか

節約してこちらにも金を回そうというふうな程度のことでは満足ができないということを申し上げまして、いろいろの点が、今後の改正に當りまして、どうか厚生省はもちろん、議会、各方面におかれまして、一そう御尽力をお願いしたい、こう考へる次第でございます。

○委員長(久保幸君) ありがとうございます。

○委員長(久保幸君) 次に、全国未亡人団体協議会事務局長、山高しげり君にお伺ひいたします。

○公述人(山高しげり君) 全国未亡人団体を代表するような立場で国民年金法案の中の、最初に母子援護年金について申し上げたいと思ひます。

最初に、援護年金という名称をぜひ改めていただきたいと思ひます。伺つておりますように、この法案が憲法の第二十五条の理念に基きまして、老齢、障害、死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与しようとするのでございまして、援護年金という名称があまりにも救済的な響きを聞く者の耳に与えるように思ふのでございまして、いかがでございませうか。もっとも、事実この法案の内容も、実は国民の期待にそむいてと申しますか、それが言い過ぎであるならば、百十五万母子世帯の期待にははつきりそむきまして、非常に救済的であると存じます。しかし、そのことはしばらくおきまして、援護年金受給者の立場に立つて、この名称はぜひ参議院において、もう一べんお考えを願ひたい。先

ほど平田先生は舊年年金とかおっしゃいましたけれども、私具体案は持つておりませんけれども、初めのころの立案の過程におきましては、無難出年金というふうな、内容そのまゝの素朴な名前と呼ばれて参りましたものが、いよいよ法案が固ります段階におきまして、援護というふうな、大へんにお情をいただくような響きの名称になりましたことを最も遺憾に存する次第でございます。改称をお願いしたいと思ひます。

次に、母子援護年金の支給要件につきましてでございますが、母子世帯の子についてでございます。子の資格が、義務教育終了前という定めのごときでございますが、大体十五才くらいになるかと思ひます。これをぜひ提出制の母子年金にございまして、この年齢を十八才未満にお願ひを申し上げたいわけでございます。十五才、十六才、十七才、これではまだ母を助けて経済的に働くということがすべての子供に可能というわけには参りません。ことに青少年問題のやかましい現状におきましては、母が家庭にかき抱いてもう少し育成していかなければ、非常に問題のございまして、年齢の子供でございまして、それをこの年金の対象からおはずしになるといふことについて、母親たちは非常な不満を持つてゐるわけでございます。さらに子供につきましては、二十才未満の身体障害児、それから精神障害児、これにも支給をしていただきたいと要望する次第でございます。提出制の母子年金には、このからだの普通でない、精神も普通でない子供が認められておりますのに、無提出制の年金を待つておりますやうな

母子家庭の普通でない子供にどうしてその恩恵が及ぶのか、何にも合理的な理由がないように感じます。これはうっかりお話しになったのではなく、立法をなさる方々はそういう該当の方々が多くてうっかりお話しになったのではないかとある親母たちが言っておりました。苦しい家庭こそ普通でない子供は重荷でございまして、ときにはその子供があまりに重荷でありますために、母子心中というようにことが企てられるということも考えを願いたいわけでございします。

第三番目には、支給対象の問題でございします。いわゆる準母子世帯といわれておりますが、祖母が孫を育てておりますような世帯が相当ございしますけれども、これをせひ支給の対象にお加えが願いたいわけでございします。現行の母子福祉資金の貸付等に関する法律にも、該当のような世帯は準母子世帯として含まれておることを皆様よう御存じのほうでございします。もう一ぺんお考えになっていただきとうございします。

次に、年金額でございします。母子援護年金が年額一万二千円、月千円ということとはあまりにも低いと思われまします。他の公述人も皆論及なさいましたように、母子年金ないしは障害年金というような年金は老齢年金とはいささか本質を異にしておるのではないかと考えられます。老齢年金と違ひまして、母子年金は障害年金と同様にまだ生活上にあるものが受けるものでございまして、ことに現在の日本の社会では母親の大部分が労働に對して特技を持っておりません。この現状ももうすでによく御存じのことと思うわけでございまして、この点は、提出制の母子年金の金額も少きに過ぎるわけでございしますが、ここでは特に母子援護年金につきましては増額をしたいと思います。老齢年金が一月千円でございしますに、母と子供と二人組み合せで月千円ということに對して大ぜいの母親たちが非常に不当であるように感じております。二番目の子供からは二百円の加算がございしますけれども、一番目の子供は食えないでもないのかというのを聞いた母親に私は何人も出くわしてあります。母と子を組み合せたの世帯、それに月額千円、これでは最低生活の保障どころか、最低生存費さえもおぼつかない、こういうふうに感じられる次第でございします。全国社会福祉協議会の方から要望が出ておりますように、せめて第一子三百円、母子合せまして千三百円ぐらいお願いしたいと思っております。二番目の子供からの加算の二百円も決して十分であるとは思っておりません。

それから次にお願いをしたいことは、支給の停止の場合でございします。前年度の所得額が十三万円、母子年金の場合にはこれに子供一人で一萬五千円の加算がつけますけれども、この十三万という限度額をせめて二十万円ぐらひに引き上げていただきたいわけでございます。あまりに除外例が多くて、非常に渴望しております。国民年金でございしますのに、ふたをあけてみると、スズメの涙どころか、蚊の涙という言葉も聞いておるようなわけでございします。もっとも私といたしましては、この制度がここまで固まって参りますのに、関係各方面のみなみでない御努力につきましては感謝をしてお

ります。できるだけすみやかに、法が制定実施されることを望んでおりますけれども、母親たちの切なる願いをきようこの機会にお取り次ぎをしないわけには参りませんので、限度額十三万円を二十万円にお引き上げ願いたいと申し上げる次第でございします。

以上、母子年金につきまして、各項目についてお願いの点を申し述べて参りましたけれども、最後に、生活保護法との関係でございします。生活保護法で支給をされております母子家庭、これははかの要保護世帯も皆同じでございします。これに對して年金というものは併給をされたい。あわせて給付をされたいというのが私の念願でございしますけれども、これは現行の生活保護法ではそのまゝそれができないかと存じますが、もう生活保護法も曲り角にきていますと痛切に感じるわけでございしますけれども、一応現行の生活保護法のもとにおきましては、この年金法との調整につきまして生活保護法において母子加算、原案にございしますけれども、その額を年金額までは引き上げていただかないと何にもならない。その点、総理大臣も加算のことは国会でお約束をなさったように聞いておりますけれども、せひ千円まではというお話も聞いておりました。年金額までお引き上げをお願いしたいと思います。

以上で、母子援護年金につきましてお願いの諸点を申し上げましたが、最後に、提出制の母子年金につきましても、母子年金その他につきましても、一言婦人の立場からお願いをいたしたいと思ひます。

国民年金全体に関係いたしましたは、給付をいただくのがあまりにもお

そ過ぎる。それからいよいよいただくに、先ほどもちよつと申しましたように、除外例も非常に多過ぎるというふうに思ひます。それから掛金がだれでも均一なことも、これは社会の方の御案はなかなかこまかに収入に応じてお作りのようでございしました。原案はだれも同じだけ出すという

ことで、段階的になっておりませんけれども、こういう原案から国民として婦人の受けます印象は、この国民年金について非常に魅力がないのでございします。このことは固期的な立法が行われます際に、もう少し魅力がほしかつた。決してこれは希望を捨てるわけではございしませんので、まだ間に合うかもしれませんと思つてここでお願ひをしていくわけでございします。もう少し国民が魅力を感じるような御案に御訂正が願ひたいと思ひます。支給の開始年齢につきましても、先ほどからそれそれのお立場からのお話でございしました。婦人の立場に立つて考えましたときに、日本の女の人の現状から考えまして、女子の老齢年金が男子の老齢年金と幾らか年齢に差があつてもよいのでないか。この点は二年先の問題にもなるかと思ひますので、一つ御研究が願ひたいと思ひます。もちろん、同じことが障害年金における高度の身障者の場合にもおありだろうと思つておりますけれども、やはり日本の女の人の現在の経済力というものを考えを願つて、あたたかい立法が考へていただきたいわけでございます。

それから母子年金でございしますが、これもまあ二年の間に練つていただきたい問題の一つとして申し上げておきたいのは、生別の母子世帯でござい

ます。これは、外国の場合も大体死別と伺つております。生別母子世帯を母子年金の支給対象にいたしますことに、いろいろ實際問題での御無理があるということはおよくわかつています。それでございしますけれども、きのうの朝の新聞にも、また母親が子供を殺して自分も自殺を企てております。母子心中というものは、昔は後家が子供を殺して自分も夫のあとを追つたのがほとんどでございしたけれども、終戦後の母子世帯は、その様相を一変しておりました。夫のある妻が、夫との間の結婚生活におけるいろいろな壁にぶつかつて生活の前途を悲観をいたしました。将来のある子供の生命を縮めて自分の命を断つていくというのが、ほとんどの例外なしといつてもよろしい今日のこの十年間の母子心中の真相でございします。結婚生活のいろいろな困難な問題につきましては、原因もそれぞれございしますけれども、もしも生別母子世帯に母子年金が与えられたら、きのうの朝の新聞をにぎわしておつたような母子心中もある程度食いとめられるようににも思われるわけでございまして、このことにつきまして、もしも諸先生方がこの国民年金法の中では解決がでないとお考えになりましたら、どうぞ私のこの発言に對しては、別な形でも解決策をできるだけすみやかに御考慮が願ひたいということをこの機会にあわせて申し上げておきたいと思ひます。さらに、提出制の母子年金におきましても、祖母と孫の準母子世帯をお含みが願ひとうございします。それから提出制の母子年金の年金額でございしますが、少いと先ほど無提出制のときに

一番最後に一言お願いを申し上げたいことは、これはもう公述人の全部の思いが論及されておる点でございますがこの積み立てによる蓄積の利用につきましては、私も、これを、この年金を払い込みました国民の社会福祉厚生面にぜひ御活用が願いたいと思います。母子年金をいただく関係の母子家庭が現在非常に活用させていただいて

が、子どもの心配しているような点が大へん出て参りまして胸を打たれているわけですが、その中でちょっと一つ二つ伺いたいんですが、準母子世帯でございますが、この方も支給対象にしてほしいという御要望、私もそれはもっともだと存じますのですが、その中で祖母というお話でございますが、祖母のほかにも準母子家庭として相当

とその償還が心配になるのですが、何かこれについてお考えが新しくございますなら、この際聞かしておいていただきます。○公述人（山高しげり君） お答えをいたします。

何とかして借りたものは返せるようにお手伝いをしようということによって二年間の実績も相当上つてきているように思つておりますけれども、私が、そんなふうですから、母子福祉資金に直接お金を回してもらいたいというお話しをするつもりは実はございませんので、申し上げ方がはつきりいたしませんで、申し上げ方がはつきりいたしません

具体的にまだ決定した案を持っておるわけではございませんが、一つのヒントとしてそんなことを考えて夢を見ておるようなわけでございます。

○坂本昭吾 一衆さんに四つほどきょうと伺いたいのですが、第一番目は、御承知の通り、今度三十五才のところを境目にして百円と百五十円とい

う保険料を出すということになりますね。百円と百五十円という金額が一般農村の農家にとってたえられるものかどうか。実は一昨々日仙台に参りましてときには、仙台の農協の方は百円、百五十円くらいなら出すと言うのです。もともと上げていいと言うのです。もちろんもって上げていいというところの中には、収入の高い人からよけい取り、低い人からはもつと少く取る、そういう気持も含まれておりますが、とりあえず百円、百五十円という額が農家にとって——これはあなたの方で全国的な調査をなさっておると思いますが、負担能力があるかどうか、一つ伺いたいと思います。

○公述人(山崎雄雄) これはアンケートでもとればいいのでございますが、何分われわれがこの問題の御相談を受けたときには急でございましたので、そういうひまがなくて、われわれ組織としては、一応この程度の負担にたえられるであろう、ただし、免除規定のところでは十分実情に即するようになつていただきたいという一応の結論になつておるわけでございますが、これが出せるか出せないか、これはまあ考え方で、非常に制度を理解して、そして恩恵を感じますれば無理してでも出すということになりますから、この方の金額を値切ることも一つでございますけれども、この恩恵を強化するということを今後考えていただきたい。と申しますのは、百円、百五十円にしまして、一農家平均三人といたしますと、三百円ないし四百五十円になる。これを厚生年金で言いますと、個々の従業員の負担が一・五%です。ですから月に四百五十円、一番少いと

ころで三百円といたしましても、月収二万円というつり合いになるわけでございまして、要するに、農家の場合は負担するのは三人であるということを考えますと、私が先ほど申し上げましたように、各種公的年金における保険料のその被保険者負担分と比べた場合に決して少い金額でない。従つて、その金額を、先ほど申し上げましたように、できるだけ減らすことに御工夫を願いますとともに、また、この効果がでるだけ上るように、農民が受け入れやすいように、たとえば先ほど申し上げましたように、途中で死んだ場合には、元金だけでも遺族にやるということとは——これは各外国の制度にないとか、年金としてはおかしいだとかという既成概念で、ヨーロッパ等の例であつてもなくとも——そういうことじゃなくて、現実の農民の心理状態に即応するというような面で施策を講じていきませんか、そういう具体的な農民心理を無視して、各国の文献等にあまりたより過ぎての方法を固執するという学者の意見等には私も賛成しかねる。

○坂本昭君 今の農村の場合ですね、かりに二十才の若夫婦がおるとしますと二百円ずつ払つておる、年に二十四百円。国民健康保険の場合、これは三千円以上大体こうしてくると思うのですが、国保の場合にはあるは均等割それから所得割、資産割等に分れた金額が違ふわけですね。病気になるたときは、何といふますか、治療の受け方は変りはないのです。ですから、仙台の場合などは、やはりこう差別つけて取つてもらいたい。ただし、それは国民健康保険のように、均等割、所得

割、資産割、そこまでの具体的ものはなかったのですが、そこで御伺いたしたいことは、そういうむしろ差別をつけて取る方がいいのではないかと、いうことが一つと、もう一つは奥さんの問題なんです。早い話が、あなたと農協の方は共済組合ができましたが、まああなたの場合も、奥さんは三十五才以上と拝見いたしますが、その百五十円あなたが女房のために払つてやろうという気になるか。一般農村の場合に、今度は妻というの強制適用の対象になつていません。ですから、この妻を今日の段階において、御主人が一つ百五十円なり百円払つてやろうというあれになるか、その二つの点をちょっと御説明いただきたい。

○公述人(山崎雄雄) どうも農村の場合は、いわゆる指導者の指導の仕方によつてよほど違つてくると思ひます。そうなる、その指導者がこの制度にどれだけ得心して、それがあつて申し上げようという負担力がある、ないというふうな、そういうのはつきりしたきめ手はないのでございまして。気持ちによるわけでございますから、そういう意味から申しまして、私がさつき申し上げましたように、各種公的年金等とのつり合いにおいて、農民のためにも政府が相当力を入れてくれているのだというところになれば積極的に参加するということに方向が好まれますが、まあちよつとおおきなりに格好だけつただけで、あとは財源がない、ないと言われたのでは、やはりこれは四十年は長い、貨幣価値の変動はどうか、これは賛成的に考えるのと、反対的に考えるのと、反対的に考えるのと、差が出てくると思うのです。今の

ところ、私どもは同調的な賛成的な立場で考えておりますのは、先ほど申し上げましたように、各種の点で経営者のない、使用者のない立場は国がかつて保護するんだという立場で、国も財源を捻出していただかなければいけないのじゃないか。そういう意味で、せつかくの御質問で具体的に御答へできませんが、そういう気持の置きどころが、胸に落ちるような制度に今後の改善を期待するわけです。

○坂本昭君 いや、年金の制度に対して、所得保障の制度に対して全国民があれがれていふことは間違いない。私たちが、まあ私は野党でございしますがやはり年金制度を作らなければならぬという点においては同じ気持なんです。ただ、今あなたの言われたせつかく作るものが魅力があるかないか、これは国民が、特に農村あたりでも、何といふますか、保険料不納同盟、不納運動でもされたらこれは大へんなことになる。そういう点で非常に私たちも苦慮して、わかれわかれも何とか直し得る点があるならば直していただきたい、そういうことを深刻に考えているわけです。特に今の通算の問題など、実は私たち非常に通算制を考えている。ところが、通算制などはあとの話だ、むしろ今のつり合いの問題、これはなかなか私は非常にいい御意見だと思ふ。しかし、まあ通算のことについては、これはまあつり合いもありまして通算も大事だ、というの、農村の二男坊や三男坊の人は、おそらく都会へ非常に出かぜぎに行つておるのです。都会の出かぜぎがどうもあまり収入がよくないとなると、また農村へ帰つてくる。これは今

まで非常に多いのです。そうすると出たり入つたりする。そうして、この間に通算制がないために全く掛金というものが同じなんだというところは、特に農村の二男、三男にとつては大きい問題じゃないかと思ふのです。こういう意見も聞かれます。それで、あなたが言われるつり合いの点もよく私の方で胸を打たれましたが、通算については、やはり農家の人については非常に強い考えがおりないかと思ふのですが、その点一点だけ。

○公述人(山崎雄雄) 通算の問題もやはりおっしゃる通りに、非常に実際的に大事だと思ひます。

○坂本昭君 それでは山崎さんに少しお聞きしたいのですが、十三万円の所得制限を二十万円に引き上げてほしいという御希望、これは非常に私もつとめだと思ふのですが、これ、別にあげ足とのじゃないのですけれども、二十万円ということについて何か根拠がございしたら御説明いただきたい。これが一つ。

○公述人(山崎雄雄) そうおっしゃられると困るとききから思つておりました。というのは、私先ほど発言のときに申しましたように、この数字は全国社会福祉協議会の要望をそのまま取り次ぎをしたわけでございまして、この全社協の国民年金の特別委員会というものは老齢と障害と母子と、それぞれ関係団体の代表が出ておりまして、何回も集まつてこんな数字を出したというわけでございまして、科学的な基礎というものはなかったように私は記憶をしておりますので、大へんおぼろしくございしますけれど

○坂本昭君 二十万円については私たちもいろいろな面で検討しておりますし、一応その点は何か特別な御理由があったらと思っただけで、また、私たち自身もこの御趣旨のほどは非常によくわかりますから。

次に、これ先ほどそちらの一築さんにもお尋ねしたのですが、今度は山高先生に、皆さん方未亡人の団体で来ら

て、今度は妻を強制加入からはずして、おりますね。これについて厚生省は三分の一ぐらいいは奥さんのために、奥さん自身がへそくりを入れるか、御亭主が奥さんのために掛け金をかけてやるのか、三分の一ぐらい入るだろうというのですがね、これはどんなふうにお見通しになりますか。

○公述人(山高しけり君) その点でございますが、私、婦人団体にも関係しておりますけれども、ある、この国民年金の関係方面から、これは全くの笑話でございますけれども、保険金納入の将来が非常に案じられる。今坂本先生、不納同盟でも作られたら困るとおっしゃったのでございますが、同盟を作りませんまでも、成り行きにまかせても、消極的に納入の成績が案じられる。その場合に、一つ婦人団体に一役もってもらいたいという気持もある。

という。ほんとうにこれは笑ひ話でございますけれども、聞いた婦人団体は顔を見合せたという一幕もございまして、女房の方はこのごろは非常にへそくり貯金が上手になってきている。これは農協あたりでも農協婦人部が非常な実績をお示しのようでございますけれども、亭主の納める保険金まで女房

が納入をする側に回らないと、今回の国民年金を円滑に運営できないのじゃないかと、これは笑い話であると同時に、一面の真実でもないかというふう

に私感じておりますので、このごろの女房はあえて亭主に依存しないでも、

貯貯金であろうと何であろうとの方法で、自分の老齢年金はかけようという

積極的な気持ちの盛り上りが相当あるよう

に私は感じております。

○坂本昭君 私、実は女房のためにかけようか。かけまいかと考えておったのですけれども、どうもうちの女房あたりもひよっとしたらちゃんとはそくりりりりを持っておって、自分でかけるのならば心配要らないのですが、そこで先ほど非常に山高先生からる言われた生別——死別じゃなくて、この問題は私たち、私たちというよりも、私も非常

にうつかりしておったのですが、いろいろの施設の状況などをお聞きすると、非常に生別が多いということなんです。しかし、これが何か統計的な数とか、そういうものは、なかなか伺えないのです。今のような新聞の悲劇としては、終戦後の特徴として、昔は後家さんだったが、今はそうじゃないういのだ、生別だ。何かこういうものゝ統計的なもので御資料として持つておられませんか。持つておられたら伺いたいのです。

○公述人(山高しげり君) ごもっともでございます。本日持参をするべきであつたと思いますが、たとえば東京において母子福祉資金の貸付の私も審査員をしておりますけれども、大體母子心中というようなものは大都市京都市の母子福祉資金の貸付をいたしまし

すような場合にも、生別世帯が激増しております。この十年間の統計はとつておると思いますが、ふえる一方でございます、毎月一回の貸付のたびにその率が増大していく傾向でございます、そのことは仰せの中にもございました母子寮等の入寮者の上にもはつきり現れておりまして、もうほとんど東京では生別の母子世帯の方がはるかに多いんでございます。で、結

に捌り下げて対策は考えなければなら
ないと思いますけれども、資料はまた
手に入りましたらお届けいたします。

○藤田藤太郎君 私は、一葉さんにお
尋ねをしたいんですが、まず第一に、
六十五才じゃおそすぎるという御意見
であったと思うのです。ちょうど昭和
の初め当時の統計を見ますと、牽引力

とかまたは擲力とかまたは肩になう力とか、そういうものを統計上調査したことがあります。そういう統計がございます。それを見ますと、大休當時の數々年五十二才ぐらいと數々年十五五才ぐらいの人のと同じぐらいの能力しかないといふ統計がある。そういう統計が出て、使う方の立場からすると、会社その他では五十才を定年にする、こういうものがだんだん五十五才にふえてきたのですが、生活内容がよくなくなったかならないかという一つの面から統計がござ

いますけれども、いろいろな社会環境その他から見て延びている問題もあると思います。しかし、農家の作業内容というものが多少機械化したといえども、農繁期における労力というものも、農家の方々の体力というものを、六私も経験者でございますけれども、六

十五才ということになると相当弱っておられるというよう な事実があるのじゃないか。そういう点について、まあ昭和の初めごろと今時分との関係について、どういう工合に変化をしたとていう工合に見ておられるのでしょうか、そのあたりを一つ。

○公述人（一乘照雄君） これは最近農業協同組合組織による病院がある。そこのお医者さんたちが日本農村医学会を作ってまだ二、三年しかないののですが、お医者さんがこの二、三年、初めて農村医学といって、農民の立場での特殊研究を始めておるのです。そういう観点での報告によりますと、四十才、五十才くらいで、もう十年くらいいろいろな特徴によってのなにが、農村の人は都会の人より実際早くふけるということが今日ですらだんだん出

てきているのです。で、農夫病といふような腰が曲るとか、いろいろその農村というものを対象にして特別にめがねを当てて見ますと、驚くようないろいろな医学的なデータが出てくるのでございます。

○藤田藤太郎君　そういう根拠から六十五才じゃおそすぎるということを書かれたのじゃないかと思う。

○公述人（一乘園雄君）　はあ。

○藤田藤太郎君　まあ外国の例を見るのと、早いところは五十五、六十才、高

いところで六十五才というのがありますが、それはやはり榮養の度合にすけれども、そういうものが十分盛り込まれてそういう制度が行われていると私はまあ思っております。そういう意味から言つて、農家の衰弱といふのは戦前とあまり變つていない、こううか、疲労度といふますか、そういうもの

○公述人（一寒羅雄君）　ちよつとなおつけ加えさしていただきます。そういうことも言えますと同時に、現実問題として、各種公的年金の方は五十才、五十才未満でもやっております。しかし、農村の方は今おっしゃるようなこ

とであるから、各種公的年金よりも早く支給するといふのならいいわけでございませうけれども、そういった事案にもかかわらず、各種公的年金よりもなるかにおそくならなければならぬといふ。これは今法律案になっている各関係の方々へのみ申し上げるわけでありませんが、そういう点がふつり合ひになつておるといふ、もう少し突っ込んで大きな立場から、こういう使用者に使われていない、しかも経済力の弱い農民等の立場、零細企業者等の立場に

ついで、もっと国全体として、財政當局を含めて、お考えを願いたいと思ひます。

○紅露みつ君　一葉さんに伺いたいのですが、老齡年金を除いた障害、子、遺児、寡婦、こうした年金は老齡とはだいぶ違ふのだから全額国庫負担にという御批判でございましたね。けれどももそうなれば大へんいいと思うのでございますが、やはりこれは予算の中間係もございます。そこで、農民の生活所得税を二割ぐらいしか納めていた

い、納められないのだという窮乏の
状態のお話があったのでございま
す。今おあげになった国庫負担でい
きたいという、その年金等がそうい
う方針になるとすれば、さしあたり
考えなされることは、目的税という
ようなものですが、そうした場合に
は、農村の農民の負担力というもの

どんなものでしょう。その気持といったしましても、こうした年金の幾つかが負担になってくるといふことに對して、氣持よくそれを引き受けるというようなお氣持が生まれようか。それからまた、租税力がそれにたえるでしようか、どんなものでしょう。

○公述人(一葉照雄君) その点でございませう。これが強制的なものでなくして、ちょうど簡易保険みたようなものであれば、これは保険思想で貰へばいいわけですが、やはり社会保障の性格も持つて、そうして保険の技術を取り入れるという性格のものであります。これは私は全部無拠出制を必ずしも主張はいたしません。拠出であつても、それはやはり一般の財政負担からその負担の程度問題、それを先ほど申し上げましたように、各種年金においてすでに個人々々が払い込んだのと同額あるいはその以上のものがあるのでもございませう。今日の制度においてもそれは一般財政からといっていいのではないかと思ひます。なお、そういうような点での基本的な財政とのかえ方を進めていかないで、たとえば今申し上げましたように、減税々々とおっしゃいますけれども、これは税を納めていての人が恩恵を受けるわけですから、片方において減税、片方において拠出制の年金ということになりますと、今まで税を納めておつた国民の中から上の人は負担が減つて、今まで税を納めていなかった農民等の大多數はこの拠出をしなればならぬという関係になりますので、しかし、この制度の大きな金額の問題でもありますが、それを観念的に抽象的に私どもは拠出制は要らないのだといふことは申し上げたく

はない。もつと実際に建設的にできるような方法で、ですから、少くとも各種年金等との振り合いをお考え願ひたい。程度のこととはもう少し考えていただいて、せっかく通算のことを問題にせられておるのですけれども、通算の前にとその振り合いの問題を考えていただくというぐらゐの程度は、今日の案を基本にしても考えていただければいい。ないか。イデオロギー的あるいは偏激的に無拠出等を主張するものではありません。

○紅霞みつ君 あなたのお話で、増税してでも、というお話がありました。増税のですから、そこへ私が農村の租税力をお氣持は、目的税なんか考えたのではなくて、税を納められる人からその分を取つて、そしてそれを一般會計としてここへ繰り入れてやればいいじゃないかという考えで……。

○公述人(一葉照雄君) もう少しその程度を積極的に考えを今後願ひたい。今すぐでなくていいです。

○紅霞みつ君 わかりました。○藤田藤太郎君 山高さんに一つだけお聞きしておきたいんですが、これはどの公述される方々も異口同音に言われていることは、非常に莫大な積立金がある、この使途というものは、概念的には、社会福祉事業、今までの資金運用部資金というような格好のものだけじゃ困る、これは当然出てくることだと思ふんです。特にその点の内容については、膨大ないろいろな御希望があると思ひますけれども、積極的に、こういうところへ使えという具体的な御意見があらまじしたから、聞かしておいていただきたい。

○公述人(山高しげり君) 整わないことでは先ほどもちよつと申し上げたわけでもございませうけれども、私が先ほど例にとりましたのは、母子家庭のために母子福祉資金というようなのものが国からも地方からも出ているわけでもございませうけれども、これは二十七年に法律ができて二十八年から実施をされておりますが、そういうままでもいつまでも今のようないかないかもしれませうし、また、その母子福祉資金は、先ほど申しましたように、母子家庭へ貸し付けられるものでございませうけれども、別に母子福祉のために、集團的に母子家庭の生活を向上させていくというような、たとえば授産の施設であるとか、そのほかいろいろな母子福祉の施設なども考えられるわけでもございまして、それらの施設を運営いたしなすような事業資金というようなのものが、現状におきましても、各府県の未亡人会等で施設を経営いたしますときの事業資金の融通に相當に困つておられるわけでもございませう。で、地方的にもいろいろお願いもしてやつておりますし、また、団体自身もいろいろ経済的に働き出したとしても、それでございませうが、もしも、こういう積立金のよいうなお金があるのかの形で、そういううな団体の仕事に貸し付けられるといううなことでございませうれば、個々の家庭で五万、十万のお金を借りて小さなお店を出すとかいうような自立更生と、もう少し形が変わつた、事業体にお金が出される、流されるということ、お母さん方がまとまつて助かるような事業の経営が考えられるわけでもございませうが、そういう芽はえはすにがあるのでもございませうけれども、現

在の母子福祉資金の法律では、団体貸付というものがございません。いまから、今のところ、その程度のことを考へ始めているという段階でございまして、抽象的に申せば、やはり社会福祉厚生面にこのお金を使つていただくたいと申し上げた点でございませう。○藤田藤太郎君 一葉さん、その件について御意見はございませうか、積極的な。

○公述人(一葉照雄君) 私も、抽象的に、強き期待をしておるわけでもございませうが、具体的にはずすといふかないうわけでもございませうが、考えてみますと、そういうように社会福祉的に使うというところ、利息を期待するといふ性格とが矛盾いたしますので、これを思い切つて被保険者の福祉に使うといふのであれば、利息をよほど安くする、無利息にするとかというようにやらなければならぬので、一そう問題がむずかしい問題になると思ひます。それで、これは長い将来にわたつて、いろいろ状況によつて用途が考えられるわけでもございませうが、それを私も、さつき申し上げましたように、この被保険者の層から出た代表者の着想なり主張が十分に通るような運用方法を確保しておいていただきたいといふことでございまして、ちよつと名案は、今のところ具体的な大したものを持っておりません。いろいろ考えなければならぬと思ひます。

資のワケをとりまして、事業をいろいろやられたのでございませうが、あのにきに団体の貸付が行われました。ところが、団体の貸付というのは、何か責任の所在がはっきりいたしませんで、その回収が非常に不結果に終つたように記憶しております。まあ、あの混乱の際でもあり、男子の引揚者の方々の事業計画などは違つた、われわれ婦人の方には、つづましかつな計画がそのうなれば立てられるだろうと存じますから、同じには論ぜられせんけれども、私も、私どもはそれ、苦い経験を持つております。それで御計画を進められるのでございませうと、十分それを御考慮に入れて計画されたいと存じます。が、そういう不安はないようにお考えでございませうか。

○公述人(山高しげり君) かつての更生資金と申しましたか、引揚者の方々を對象としての貸付金につきましては、母子家庭も對象になつた事例がございまして、終戦直後のことでございませうから、とにかくお金が貸しみたない、それ、それも何か貸し下されたいな氣持で受け取つておりました、ずいぶん焦つておるようでもございませうけれども、その場合の団体貸付には、仰せがございませうな欠陥がございませう。出でおりますようでもございませう。それらの点は十二分に考慮に入れます。今、御注意の点につきまして、私どもも夢でなく、このことは本氣になつて考へてみたと思ひます。お答えでございますが、藤田先生のお答えのときにちよつと落しましたけれども、結局、落ちてしまひましたものを救うためにお金を借りようとも、やはりボーダー・ラインの人たちを落さないとい

うために今後仕事をしていくところにお金が注入されれば、ボーダー・ラインがあまり潤わない国民年金だという所しりも幾らか補えるのではないかと考えております。

○委員長(久保等君) 午前中の公述人に対する質疑は、この程度にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

公述人の各位には、長時間にわたりまして貴重な御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。委員会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

午後二時で休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

午後二時二十六分開会

○委員長(久保等君) 社会労働委員会公聴会を再開いたします。

午前中に引き続き国民年金法案について、公述人の方々から御意見を拝聴いたすのでありますが、この際、委員長といたしまして一言あいさつを申し上げます。

公述人の方々にはお忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。目下、当委員会においては国民年金法案を審査中でございますが、その参考に資するため、各位から御意見を拝聴いたすことになりました。その資料等については、あらかじめお手元に御送付申し上げておきました通りでございますが、時間の関係もございますので、重点的に一人二十分程度で御発表願ひ、次に、各委

員の質疑にお答え願ひたいと存じます。御了承をいただきたく存じます。

次に、委員各位に申し上げます。公述人に対する質疑は午前と同様に進めたいと存じますから御了承願ひます。それでは公述人から順次御意見の発表をお願いいたします。

最初に、日本身体障害者連合会副会長駒沢文雄君にお願ひいたします。

○公述人(駒沢文雄君) 私はただいま御紹介をいただきました日本身体障害者連合会副会長の駒沢文雄でございます。私自身が身体障害者であります。多年障害年金制度の運動をして参りましたので、そのような立場に立つて政府案に対する意見を述べてみたいと思ひます。

政府案には不備、不合理な点が多あるように思ひますので、これから申し述べますそれらの諸点をすみやかに改善していただくことを前提として政府案に賛成いたします。政府案は内臓障害、神経障害を障害年金の対象から除外してありますが、これを対象に含めていただきたいと思います。また、片手、片足切断程度のいわゆる身体障害者福祉法の三級程度の者の十二万七千人も障害年金の対象とすべきだと思います。

障害年金制度の策定に当り、提出制にも無提出制にも、結核等による内部障害者、精神薄弱者等に対し適用外となっており、これらの人々は労働力を失ひ、生活は非常に困難しております。これは、政府案で対象となっておりません。重度の障害者と全く同じでありますので、当然本制度に加えるべきであり、また、片手、片足を失っている身

体障害者福祉法の三級の身体障害者十二万七千人は、厚生年金一級に準ずる重度障害のため、生活に著しいハンデキャップを有し、苦しい生活をして

いる実情であります。これら重度障害者に対して無提出年金を支給すべきだと考えます。また、所得制限を二十万円まで引き上げることについて、

所得を得るにも非常な労苦と出費を要している。たとえば遠くなくとも乗り物の利用も多いし、ラッシュ・アワーを避けるため、商売の機を失ふこと、あるいは補装具の使用により被服の損傷は早く、ろうあ者は電話の用を介せざるため、交通機関の利用が多いのであります。盲人のあんまなども盲人者に職域を侵されつつある等と考え

ると、健常者と同様十三万円以上の年収者に資格を与えないことは障害者の実情に即しないと思われまふ。少なくとも二十万円以上とすることが望ましい。これによる人員増は八千名余りで、予算といたしましても一億五千万円増にすぎないと考えられます。

次に、援護年金、不具廃疾等の名称の改善であります。さきに廃疾年金の名称で社会保障制度審議会国民年金特別委員会等の案に発表せられたとき、全国的な身体障害者の声によつて、自

民党国民年金制度特別委員会試案、厚生省案等も障害年金と改められ、感謝し、一安心していたところ、法案をいさいに読みますと、「廃疾」の語が四十カ所も出てきたので、再び全面的なこれを改めるようにとの声が起つております。法律的には「廃疾」の語によつて簡潔に表わさんとする意味がよく含

かもしれないが、「廃疾」という言葉が身体障害者に与える感じは非常に悪いのであります。不具者、かたわ、おし、つんぼという言葉は、用ひ方、場所によつては軽べつ、不快感を与えるような風潮となつてゐるので、法律にも身体障害者福祉法として新しいよい感じを与える言葉を作り出された精神をくみ取つてもらいたいのでござい

ます。将来、法の内容を心身障害者を含ましめるなら心身障害とすればよいと思ひます。身体だけを限るならば身体障害でよいと考えられるのでござい

ます。不具、廃疾等の用語は、身体障害者という法律用語に統一していただきたいのでござい

ます。また、無提出年金に対する援護年金という名称も、障害年金と改めるべきであらうと考えられます。

生活保護の適用を受けている者にも年金を同時に併給していただきたいと存じます。今日生活保護法の適用者は、敗戦による経済の困難な中において疾病等によつて働き手を失つた者あるいは身障のため職場を得られない者とか、子供をかかえた母子家庭がその多くの対象者と考えられます。生活保護法の算定は、数年前のそのままであり、その後の物価騰貴は逐年増加の傾向にあり、生活保護法によつて最低生活の保障をすら脅かされてゐる現状であります。国民年金制度が阿期的な発

足に当つて、これら最も谷間にある人々にこそ適用されて意義大なるものを痛感いたします。

右の理由によつて年金を併給することとを強く要望するものでござい

ます。政府並びに自民党、社会党においても国民年金制度に対する関係者の期待におこたえ下さいますよう強く願ひたいとして、私の公述を終りました。

○委員長(久保等君) ありがとうございます。

○委員長(久保等君) 次に、藤沢市長の金子小一郎君にお願ひいたします。

○公述人(金子小一郎君) 私、藤沢市長の金子小一郎でございます。お手元に御配付申し上げました要点に従ひまして公述したいと思ひます。これは私は全国市長会を代表したつもりで申し上げます。

まず第一に、国民年金の制度の立て方について申し上げたいと思ふのですが、御承知の通り、年金制度は無提出制というの一番よろしいことは、これは申すまでもござい

ません。しかし、今の財政上から申しますれば、これもなかなか容易なことではありませんで、一応この提出制ということにつきましては賛意を表するものであります。しかし、国民はかつての自民党の公約というのに対して、やはり無提出というものを大々期待しての大きな賛成であります。かようなわけ

であります。これを一挙に無提出にするということは骨が折れると思ひます。それによつて、法の第四条にもありますように、生活水準の問題であるとか、あるいは国の財政がこれにもかかると一年に六・五以上の伸びをす

ろの、今後の保険料にしましても、あるいは年金の増額にいたしましても、そういうふうな意味においてやっていただくことを希望するわけでございませう。また御承知の通り地方団体ではある一部分におきましては、敬老年金というふうなことを、型ばかりでありまして、各地方の団体がやっております。そういうふうなわけでありますから、この問題につきましましては、もちろん早期に実現することに対しては全面的に賛成をするものであります。ただ、今申し上げた通り、提出の問題にいたしましては、期間が非常に長い、四十年というふうな期間ということを考えてみますと、これは私どもに言わせればあまり長いのではないかと、うううう感じさえ持つわけであります。こういうふうな点から見ますと、先ほど申し上げたような、第四条については今後考えていただきたいということ、それを重ねて申し上げたいのであります。

それからこの法案をちよつと拝見したのでありますけれども、いわゆる年金の受給を最も必要とする階層の負担能力が低いという半面において、負担能力がある階層は年金の受給をほとんど要しない、こういうふうなことから申しますと、やはり巷間、この制度が社会保険というよりも、むしろある意味からいうと社会保険の面が強いのではないかと、さういふううううな点につきましては、さういふ将来に對しましてお考えを願いたい、かように申し上げたいのであります。

さらに、この生活保護者に対するところの、いわゆる非適用者に対する問題でありますけれども、これがこの年金に對しましてどうもあいまいな点があるように私ども考えざるを得ないのであります。ぜひともこれに對しては特別な処置をやはり講じていただきたい。また、いわゆるボーダー・ラインと申しましうか、低所得者階級に對しましても、やはりこの点は特に周知の緩和と申しましうか、これをぜひ考えていただきたい、かように思うのであります。

なお、本制度は長期にわたつて国民の支出をいふものでございませう。従つて、一たびこの法律によつて国政の運用がされ出した以上は、途中においてこれをやめるといふことは絶対にきないものであります。従つて、今後のこの問題に對しましては、よほど広報宣伝といふことをよくやつて、徹底的に国民に周知させるといふことが必要であります。特にこれは、いわゆる国民全体の共同運搬であるといふうなことに對しましては、特段の御尽力をお願いしたい、かように思うのであります。

また、この制度を円滑にいたしますには、私に言わせれば、これは市町村長の熱意いかん非常に大きな影響を持つんじゃないかといふううううに私は考へております。何といつても、その被保険者の万般の事情というものは、市町村長が把握しておるわけでありませう。従つて、この市町村長といふものを上手に政府が使つていただかなければ、この問題の実際の運用といふことになつてきますれば、これはむずかしいんじゃないかといふううううに思ふのであります。従つて、市町村長に對しまして、福祉国家としての最終であり、最大のこの重大なる仕事に對しましては自主的にやらせるといふうううう、いわゆる意欲を發揮させるように私どもはやつていただくことをお願いしたい。従つて、相当な権限を市町村長に与えまして、年金事務の執行に對しましては、積極的な熱意を發揮させるようになつていただくことを特に強調申し上げたいのであります。

さて、この事務の機構に對してでありますけれども、この年金の事務執行に對しては、もちろん第三条にありますが、通り、国の責任であることは事実であります。市の第二項にありますが、市町村長にもやらせることができないといふううううの意味がございませう。私どもはあつたやうなあいまいな言葉では、やや不満を感じざるを得ないと同時に、果して私どもに對して大きな熱意を起させるものかどうかといふことに對しまして、同じくさういふううううの意を申し上げたい、かように思ふのであります。結局は私どもは、むしろ県そのものよりも、市町村長といふものに對しましてのことに對して、よく御研究願ひまして、中央機関が総括的に監督するといふううううな立場に立つていただきたいといふことを強調申し上げたいのであります。私どもは、この法案に見るやうに、二重監督の弊を避けたいといふことを今申し上げたのでありますけれども、経費のやはり合理化をはかるといふううううな点から申しましても、同じくその感を深くせざるを得ないのであります。

そしてこの運営の問題でありますけれども、たとえば御承知のように、昭和二十九年の末に、赤字財政の克服のための臨時措置法ができました。あれによつて全国の市町村長は非常に大きな決意を持ちまして納税と徴税といふことに對する最大の努力を払つたのであります。で、今までは大体前年度税金並びに滞納税金を合わせまして、その当時までは八三%くらいまでが全国平均の徴収率であつたところが、非常に大きな熱意をかけたので、今日では少なくとも九〇%といふところの平均徴収率を持つておりますことは、市の熱意といふものの大きな現われであることと思ひます。従つて、市の納税組合長といふううううなものを極度に活用するといふことが必要ではないかと、かように思ふのであります。

従つて、この法案にあるやうに、単なるスタンブ式でもつてやうううううううな安易なお考えでありましたならば、この徴収成績が果して上がるかどうか、所期のやうな八五%といふううううな数字に上るかどうかといふことを私は疑念を持ち、杞憂する一人でありませう。かような意味におきまして、この問題に對しましては、よくお考えを願ひたいと思ひます。また年金の給付等に對しまして、市町村長は、先ほど申し上げた通り住民の生活内容その他について非常に詳しいのであります。年金制度の精神に即しまして適当な支給方法がとられるやうにお考えを願ひたい。事務の執行の困難性は非常にものだと私は思ひます。これほどの重大な仕事といふものは、先ほど申した通り、もう福祉国家では最終のものであり、最大のものであります。従つて、官民がはたとうに一致しなければ、その目的を達成するといふことは、こ

れは容易じゃない。この点は国会議員の先生方におかれまして、ほんとうに大きなお考えをもつて、重大決意をもつて、周到なる用意をもつての立法並びにこれから生ずるところの政令、施行令等につきましても、相当な御用意をお願いしたいのであります。

かようなわけで、私どもはこの年金制度を実行するに伴ひまして、提出金による年金積立金が蓄積されると思ひますけれども、これは私ども、少なくとも数十年にわたるところの大きな蓄積でございませうから、この運用につきましまして、少なくとも相当お考え願ひまして、地方公共団体に對してやうなところの融資をこの面においてやうなことをできましますならば、これはいよいよ一石二鳥の大きな効果を發するんじゃないかといふううううに思ひます。で、私どもはその点については、特段なお考えをもちまして、ただ単に大蔵省の資金運用部資金としてばかりでなしに、この問題に對しましては、特に大きな大膽的な考えをもつて、この運用につきましまして、市町村に對しまして融資をはかつていただきたいといふことを申し上げたいのであります。

次に、市町村におきましますところの事務の執行と運営に要するところの経費あるいは初年度調弁的な経費といふやうな問題でありますけれども、私は今まで、いわゆる全額国家が持つといふ補助金等におきましても、多くの不満な点があるものであります。これは市長会として不満を申し上げる。私は、自分が公述人に御指名を受けましたときに、直ちに部長に對しまして

昭和二十九年の末に、赤字財政の克服のための臨時措置法ができました。あれによつて全国の市町村長は非常に大きな決意を持ちまして納税と徴税といふことに對する最大の努力を払つたのであります。で、今までは大体前年度税金並びに滞納税金を合わせまして、その当時までは八三%くらいまでが全国平均の徴収率であつたところが、非常に大きな熱意をかけたので、今日では少なくとも九〇%といふところの平均徴収率を持つておりますことは、市の熱意といふものの大きな現われであることと思ひます。従つて、市の納税組合長といふううううなものを極度に活用するといふことが必要ではないかと、かように思ふのであります。

従つて、この法案にあるやうに、単なるスタンブ式でもつてやうううううううな安易なお考えでありましたならば、この徴収成績が果して上がるかどうか、所期のやうな八五%といふううううな数字に上るかどうかといふことを私は疑念を持ち、杞憂する一人でありませう。かような意味におきまして、この問題に對しましては、よくお考えを願ひたいと思ひます。また年金の給付等に對しまして、市町村長は、先ほど申し上げた通り住民の生活内容その他について非常に詳しいのであります。年金制度の精神に即しまして適当な支給方法がとられるやうにお考えを願ひたい。事務の執行の困難性は非常にものだと私は思ひます。これほどの重大な仕事といふものは、先ほど申した通り、もう福祉国家では最終のものであり、最大のものであります。従つて、官民がはたとうに一致しなければ、その目的を達成するといふことは、こ

れは容易じゃない。この点は国会議員の先生方におかれまして、ほんとうに大きなお考えをもつて、重大決意をもつて、周到なる用意をもつての立法並びにこれから生ずるところの政令、施行令等につきましても、相当な御用意をお願いしたいのであります。

かようなわけで、私どもはこの年金制度を実行するに伴ひまして、提出金による年金積立金が蓄積されると思ひますけれども、これは私ども、少なくとも数十年にわたるところの大きな蓄積でございませうから、この運用につきましまして、少なくとも相当お考え願ひまして、地方公共団体に對してやうなところの融資をこの面においてやうなことをできましますならば、これはいよいよ一石二鳥の大きな効果を發するんじゃないかといふううううに思ひます。で、私どもはその点については、特段なお考えをもちまして、ただ単に大蔵省の資金運用部資金としてばかりでなしに、この問題に對しましては、特に大きな大膽的な考えをもつて、この運用につきましまして、市町村に對しまして融資をはかつていただきたいといふことを申し上げたいのであります。

つまり二十五年間かけなければ二千円の金ももらえない。ところが、あと十年後というものを、かりに、これは非常に大ざっぱな推定でありますが、社会情勢を考えた場合、おそらく国民はそういう年金に満足しないだろうと思う。早い話が恩給は現在あります、あるいは共済年金もできる、それから厚生年金もあと十年たてば実際に相当年金の受給者はふえる、そういう中で、この国民年金の被保険者だけがさらに十五年間かけなければ二千円の保険年金をもらえないということに満足するかどうか。やはりそうなりますと、今後十年を考えた場合にあと十五年間待てない、すぐに出しなさい、そういうふうな希望がどうせ出るに違いない。なお一般の被用者その他は厚生年金、共済年金、恩給、そういうものでみんなもらっているわけであります。そうすると、それ以外の国民だけがあと十五年なり二十年なり辛抱しなければならぬというようなことは、社会情勢から考えまして不公平だという感じが起るのです。そういたしますと、おそらく拠出年金の方もやはり手直しいたしまして、現在の二十五年というものを十年後には出すとか十五年で出すとか、そういうふうな形がおそらく被保険者の方の政治的圧力によつて起ってくると思います。そうすると、そのときは仕方がありませんから、場合によつては今の保険料を増額するか、あるいは完全積立方式をこわすか、あるいは一部賦課制度を入れるか、何らかの形によつて保険の財政を組み立てなければならぬ。おそらく完全積立方式を取るとは困難でありましょう。結局、賦課制度を入れてこ

も、そういうときにはほうっておかないだろうというように申しますけれども、なかなかこれはそううまくいくかどうか問題があるわけです。この点はやはりもっと厳格に規定した方がよろしいのじやなからうか。

第二に、四條の二項の保険料の財政の均衡であります。私はあまり完全積立方式をとる必要はないと思ひます。それからいま一つは、この完全積立方式は大体あまり遠くない将来にこわれまして、結局、賦課方式というものをこれに併用せざるを得ない、そういうふうな考へております。

第三に、この政府案の中で、これはたびたび問題になることであります。が、例の厚生年金とか、その他の公的年金に入っております加入者の妻であります。これは任意加入になつてゐるわけでありまして、おそろく任意加入にしたのには、いろいろな事情があると思ひます。また、その方が実際にやりやすいということもございましょう。ただ、実際問題として考えますと、現在の厚生年金でも多分脱退者の率は、特に男子の場合で五割五分ぐらいたらうと思ひます。二十年かけて、つまり年金をもらへるのはとにかく五割ちよつとしかない。そういういたしますと、その四割五、六分という厚生年金の加入者の妻というのは、結局、何らの年金ももらへないわけです。本人は脱退手当金をもらへますけれども、妻は死んだ場合に何の年金ももらへない。これはやはり問題のあるところでございまして、やはりこの厚生年金なりその他の共済的な年金に加入している加入者の妻に対しても、何らかの措置が必要ではなからうか、もちろ

んこれは国民年金によるのがいいか、あるいは厚生年金の方に妻を加入させる方がいいか、いろいろ問題がありましよう。ありましようが、これをやはり早急に考へておく必要があるように思われまう。

それとその他拠出年金の財政問題につきましても、いろいろ問題があろうと思ひますが、それは省きまして一点だけ申し上げてみたいと思ふのでありますが、実は国民年金に対する一般の関心は、私は盛り上つてゐると思ふ。うに思つておりますが、必ずしも高まつてゐない、そういうふうな思ひます。たとえば昨年の選挙におきまして、いろいろ本年から年金を出すのだというふうなことで、選挙に有利だ、これは有利でありましよう。それからまた単人恩給とか、そういう問題に關連いたしまして、国民年金を作れという声が多いことも事実です。また、いろいろな世論調査をやりますと、社会保障制度を早く充実しろという声が大體三割五分から四割出でゐる。そういう意味で、社会保障制度というものが非常に一般の国民に期待されてゐることは事実であります。事実ではあります。それが、それが非常に盛り上つてゐるかというふうに見ますと、どうもあまり盛り上つてゐると思ひます。か、関心といひますか、まだまだ上つたつたのようなきが、ますます。たとえば、私も先日であります。どこかある地方の府県のロータリー・クラブへちよつと用事があつて寄つたときに、年金の話を五分ほどさせられたのであります。大體地方の熱心な財界人の間では、老後のために自分がふだんから準備しておくのが当

りまえてあつて、国から金をもらおうというの、それは本人の心がけが悪いのだ、そういうふうな考へといひものは、これは地方の財界人にはかなり多い。二年ほど前にもそういう経験をしたことがありますが、最近でもまだまだ多いのです。それからまた、いろいろの文書に現れまうところを見ましても、たとえば国民年金の問題は、一般の新聞とか、あるいは社会保障関係の雑誌にはしよつちよつと出ます。しかし、それ以外の雑誌、たとえば評論雑誌にはこの一年間一回も出ておりません。今五十何種類かの週刊雑誌がありまして、あの週刊誌の中でこの一年間に国民年金問題を扱つたものはおそろく一回か二回でしよ。私はほとんど記憶してゐません。これはつまりそういうふうな雑誌とか、あるいは週刊誌とか、そういうものの編集者といひます。いわば年金問題に關心というものが、いゝば年金問題に關心が浅いといひます。また、大體やしかし、編集者といひます。大體やしかし、読者の反響といひます。よく考へるのです。読者の反響といひます。ものが国民年金になつて雑誌の編集上に現れてこない、そういう問題があるのじやなからうか。もちろん厚生年金などにはいたしまして、これは実際に入つてゐる一般のサラリーマン、あるいは労働者にも大して関心が大い、とは言われませんが、これはしかし、あと何年かして実際に年金をもらう人が出てくれば関心が強まるかもしれない。しかし、この拠出年金の方はとにかくあと二十年か、三十年近くたかないと、母子とか障害者を除きましてももらへない。そうしますと、これはなかなかむずかしい仕事です。であり

ますから、やはりこの国民年金制度というものがいかなるものであるかというところを、もう少し、これは私も努力いたしますけれども、政府その他におきましても、あるいは国会におかれましても、一般の国民に知らせることが必要ではあるまいか、そういうことを痛感するわけでありまう。ちよつと長くなりますが、この辺で私の公述を終わります。

○委員長(久保等君) ありがとうございます。

○委員長(久保等君) 次に、国家公務員共済組合員代表協議会専門委員堀江信二郎君にお願いいたします。

○公述人(堀江信二郎君) 私は国民年金に対する労働者側の意見を申し上げるわけでありまう。

国民年金が日本の人民大衆に非常に大きな期待を持たれた中で目下審議されております。このような中でまず一日も早くみな期待できる制度を作るといふこと、これはもちろんきわめて重要なことであります。しかし、それ以上に重要なことがございまして、それはこの制度が国民、すなわち労働者、人民大衆の生活にどのような影響を持つか、さらに日本の政治、経済、社会にどういった影響を持つものか、どうか、これをあらゆる角度から明確にしてやるといふことが何にも増して重要だと思ひます。と申しますのは、今の国会に政府が提出されてゐる年金関係の法案は、国民年金法だけではありません。一千万余の一般産業労働者の厚生年金保険、これが出てゐる。次に船員労働者の年金である船員保険の改正が出てゐる。さらに明治八年以来

の恩給法適用を取りやめるといふところの公務員の共済組合の年金が出ております。さらに零細企業労働者の退職、老齢を対象にする中小企業退職共済が出てゐる。更に数え上げてみるならば、五つの年金関係法案が目下出されてゐるわけでありまう。ところが、新聞あたりを見ますと、この国民年金法だけはきわめてこれは重要な法案だ、こゝういつた扱われ方をしております。そうしてしかも、その他の四つの年金関係法案はきわめて軽い意味しかないもの、こゝく扱われてゐるやうであります。しかし、この五つの法案を御検討願へば、四つの年金法案が決して軽い意味のものではないといふこと、これはやはりきわめて重要な意味を持つてゐる。しかも、これは五つの年金法案が別々なものではなくて、これは国民年金とともにきわめて重要な密接な關係を持つて出されてゐる、こゝういふことが明らかであります。まあ言つてみるならば、目下政府が国会に五つの年金法案を出されてゐる。これをわきから見ますといふと、まず日本の歴史上かつてないほどの幅広さで、かつてないほどの情熱を傾けて年金政策を打ち出してゐられると、こゝ言つても過言ではないと思ひます。さらにこれに加えて社会党も自分の国民年金法案を提出してゐられる。従つて、私は国民年金その他の法案をそれぞれ個々に審議する前に、やはり五つの年金関係法案、それを持ち出された政府のいゝゆる年金政策のものの中にある問題点と特徴、そうしてすなわち、その焦点となるべきものを、こゝりこれを明らかにしてやるといふこと、これは何よりも重要なことじやな

いかと思うわけでありませう。そこで、このような意味におきまして、私は政府のこの年金政策の中から、これの貫いているところの問題点を幾つかあげまして、国民年金に対する意見として、と思うわけでありませう。

まず第一の問題は、政府の年金政策は五つの年金法によって資金運用部資金をきわめて強力なものにするということ、すなわち、まずこの国民年金法は十年後には五千五百四十億の積み立てができます。二十年後には一兆三千五百七十億の積み立てができます。ところが、この七割から八割は資金運用部資金の資金計画で、それによって運用されるということが大衆議院の討議の中で明らかにされておるようでありませう。

次に、厚生年金法でありますが、厚生年金は昭和三十三年末で二千二百十七億円資金運用部資金に持ち込んでおる。一カ年約三百九十億円のこれは積み立てをやっております。ところが、今度の改正ではこれが実現するならば、この三百九十億の積み立てがほぼ二倍になるのじゃないか、こういう予想もされております。まあこれはきわめて資金運用部資金を強化する一つの方法になっておる。

次に、船員保険しかり。さらにまた、明治以来の恩給をやめるといふ公務員共済はどうかと申しますならば、今度の改正によりますと、非現業公務員と地方警察の恩給適用者約七十五万を共済組合の年金に切りかえます。そういたしますと、これは恩給納金百分の二であり、これは、ほぼこれの二倍以上の掛金を毎月

やらなくちゃならなくなります。そういたしますと、これは非現業公務員関係だけでも、しかし、年約百五十億前後、こういった積み立てができていくわけでありませう。これは十年、二十年後におけるこの積み立ては、やはりこれも巨額なものになる。しかも、これは、資金運用部資金に直結する、それでその率は幾分今低目にしておるが、やはり中心は資金運用部資金に直結するといふものになっておるわけでありませう。

それから次の中小企業共済、これは御承知のように、一人月額二百円から千円を積み立てる。ところが、これはどれだけの額になるかといふことは、もちろん明らかにされておるが、これは一部は資金運用部資金に直結する。そしてその他は、いわゆる活用場所として資金運用部資金政策による政策の実施機関、たとえば商工中金とか、そういった機関に持ち込まれていくわけでありませう。

以上申しましたように、目下出されておる五つの年金関係法案というものは、積み立ての額と、それからそれをもつていこうとしておるような状況にみえますと、以上のような状況になっておる。昭和三十三年十二月末現在で資金運用部資金は一兆二千三百八十一億円、ところがこの一兆二千三百八十一億円は、今政府が出されておる年金関係法案がこのまま通りですと、いうと、十年後にはほぼ二倍以上には必ずなるのじゃないか、こういうことが一応予想されるわけでありませう。

この点を一つ申し上げますと、とおそらく資金運用部資金に、それだけ金が積み立ていくといふことは、実

にけっこうなことじゃないか、こういうことをおっしゃる方がかなりあるわけでありませう。資金運用部資金というのは、御承知のように、財政投融资政策の中心になって、重要産業に資金を提供する。中小企業にも資金を提供している。さらに、公共事業、社会事業までもこれを実施しているんじゃないか。だから、日本の産業強化や公共の利益をはかっているんじゃないか。従って、これに強力な資金を積み立てるのはきわめてけっこうじゃないか、こういうことをおっしゃる方がかなり多いようでありませう。

しかし、ここ数年の資金運用部資金の政策、それから財政投融资政策といふものをちょっと検討していただきますならば、決してそのような堅い気持ちで見過ぎてはならないというところがはつきりしてくると思ひます。

まず、資金運用部資金といふものが、どういふものによってできているか。これは大体御承知だろうと思ひますが、郵便貯金、振替貯金、こういったものは七千九百九十億、これは三十二年末現在の額です。それから、簡易保険や郵便年金の額が千三百十六億、厚生年金が二千二百十七億、その他預託金千五百四十億、この千五百四十億という中には、失業保険の積立金、あるいは日雇保険なり労災の余剰金、あるいは社会保険のすべての積立金、余剰金がみなここにぶち込まれておる。そして、一兆二千三百八十一億円といふものを構成している。

ところが、この資金運用部資金は、ずっと今あげただけを皆さんが検討してもおわかりのように、とにかく労働者、人民大衆の実に零細な金を集めた

場所が資金運用部資金だ、こう理解していいと思ひます。資金運用部資金とはそういう性格のものだ。

ところが、その資金運用部資金はどこのどういふ形で使われておるか。これは一々こまかく申し上げる余剰はありませうが、とにかく重要産業に提供している。なるほど重要産業として電源開発に対して二十六年から三十二年までに八百十一億、資金運用部資金から金を持っていて、それから、金融債に対して千七百七十九億金をやって、ところが、重要産業にこれだけの資金を提供しているのだから、これはみな労働者なり人民大衆の利益にはね返っているんじゃないかと、こうおっしゃる方もありません。これは決してそうじゃありません。電源開発の、さらにまた、それで作られた電力をどういう車輻でもって大企業、中小企業、労働者なり人民大衆に流しているかを比較してみますならば、決して公共の利益、この資金を提供した労働者大衆の利益にはなっていない。そうしてきわめて独占資本の大きな利潤を、この政策の中で約束しているといふことがはつきり出てくるわけでありませう。それではその他のじゃあ社会事業といわれている住宅金融、さらにまた住宅公団、住宅金融公庫には七百七十億に達している。それから、住宅公団には百一十一億に達している。こういうところを通して、これはやはり労働者住宅、勤労大衆の住宅問題を解決しているんじゃないか、こういうかもしれぬ。

ところが、住宅公団にしろ、住宅金融公庫の住宅にいたしましても、労働者やその他の人民大衆が入れるような住宅政策の内容にはなっていないはずで

す。これはやはりある特定の層以外にはこれはなかなか利用できないものになっている。ここからいっても、これは決して金を出している人たちの利益に還元されているといふことは決していえない。また勤労者厚生に二百四十億使っている。これは衆議院の委員会でもかなり問題になりました。ところが、勤労者厚生に二百四十億使っているといひましても、これはやはり日本の大企業の労働管理政策、大企業のそういう政策にこれが重点的に流れております。決してこの資金を積み立てている労働者大衆を中心にしたものにはなっていない。こういったことがここにもいえる。

さらにまた、中小企業に資金を提供しているんじゃないか、こう申しましたも、これをやはり内訳を見れば、決してこれは中小企業の利益を中心としたものにはなっていないわけでありませう。以上申しましたように、資金運用部資金政策といふものにきわめて大きな問題があるはずだ。さらにそういう問題をあるところに社会保険の積立金を皆持ち込んでおるというところ、これはまたきわめて重要な問題でありませう。従って現在、年金、今度の国会が始まる前、終戦直後からの問題でありませうが、日本においてはとにかく社会保険の積立金、その他また一般大衆の零細な金といふものを、こういう資金運用部資金、現在のような政策をやっている資金運用部資金の中に持つていってほならないといふことがはつきりしておったわけでありませう。そうして従って、そういうようなものを何とかして切斷しなくちゃならぬといふのが、やはりこれは日本における最大の

問題でなかったかと思うわけで、ところが、今度の政府のやっておられる年金政策を見ますと、そういうものを断ち切ると、第二次大戦以降の問題になつてゐるやうなことをやるということではなくて、むしろそこに今までつないでいなかった労働者大衆の積立金をより多くそこへつないでいこうというような政策になつてゐるわけでありま。

そこで先ほどから、参考人の方々がる関係団体の年金に対する要望を述べておられます。すなわち、この金額は幾らにしてほしい、とにかくそれがこういう身体障害者に対しては幾らにしてほしい、こういったような要望が下に非常に強いわけでありま。しかし、そういった金額を幾らにするか、一万円にするか二万円にするかというやうなこと、こういったやうな問題を論ずる場合、やはり基本になる資金運用部資金に持つていくといったやうな、こういった金融的機能、要するに社会保険の中で金融的機能を現在のやうな形にしておき、これをこのまま放任しておいて、年金の金額を幾らにするかといったやうなことを論じても決してこれは結論が出てこない、こう思うわけでありま。従つて私は給付の金額、そういったやうなあらゆる問題を論ずる前には、やはり何とてても第一は、今現在すでに実施してきておられるところの年金による資金運用部資金、財政投融資政策、これをきわめて詳細に、果してこれが労働者なり人民大衆のほんとうの利益になるやうにやられてゐるかどうかということ、をまずはっきりさしていただきたい、こう思うわけでありま。

それから第二の問題といつたしましては、今申しましたやうな政府の年金政策というものが、労働者の権利、さらにまた人民の権利、こういったものをきわめて強く否定しておられる。こういったものをやはり一つ含んでおるわけでありま。こういった労働者の権利、人民の基本的な権利を抑圧して、こ

ういうやうなやり方は、やはりこの国際常識、国際労働条約の精神、こういったものから見ますと、きわめて問題な方向なわけでありま。それで、この国民年金を求めている国民大衆の気持は、非常に強いものがあると思ひます。けれども、国民大衆が求めている国民年金というものは、社会保険としての国民年金だろと思ひます。社会保険という思想の根柢をなすものは、やはり人民の基本的な権利、労働者の基本的な権利、こういったやうなものを尊重するやうな基礎の上に立たなかつたら、社会保険と名づけるやうな制度には決してならない。ところが、今度政府が出されてゐる五つの年金法というものは、まず積立金を資金運用部に直結する。それをやるために、労働者の社会保険に対する基本的な権利をきわめて強く制限してきておる。さらにまた、国民年金そのものの中でもおわかりのやうに、これは人民大衆の基本的な権利を尊重するやうな仕組みには決してなつていないと思ひます。まず、そういったことが、私は今、この政策の中ではつきり問題にしなければならぬのじゃないかと思ひます。それで、従来の日本のすべての社会保険、社会保険と称する制度には、今申しました労働者の社会保険に対する基本的な権利、それから人民の

基本的な権利を尊重するやうなことが、最も欠けておつた。これは、日本の社会保険、社会保険を通じての最も大きな問題点であり、特徴でありま。

それでは、この労働者の権利、人民の基本的な権利をどういう形で社会保険、社会保険の中に現わすのか。これを一歩よく理解する場所というものは、その社会保険なり社会保険なりというものが、どういう形で管理され、運営されてゐるか、この管理運営の仕組みを知らなければ、一番はつきりして置くと思ひます。それで、管理運営の仕組みというものは、単にこれ、日本のみにおける労働者の考へてゐることではなくて、昭和二年の国際労働条約第二十九号、昭和八年の国際労働条約第三十五号、同じく四十三号、さらに昭和十九年の第六十七号、これは所得保障に関する制でありまが、さらに昭和二十年の国際連合憲章の前文、こういったものを知らなければならぬ。こういふものを知らなければならぬ。きりきりこでもって国際的に確立されてゐるわけでありま。その内容を一々ここで申し上げる余裕もありませんが、ともかくそういった、日本の社会保険、社会保険に最も欠けていたところを今度の年金政策というものは、さらにそれを大きく抑圧してきてゐる。公務員の恩給をやめ、共済年金にするという中におきましても、これは昭和二十四年に与えてある公務員の社会保険に対する権利というものを非常に大きく抑圧してきてゐる。また、中小企

業共済にしても、そういったものはほとんどそこには見当りません。すなわち、今のそういう内容を見てみますると、政府が出しておられるのは、ほんとうの意味での社会保険の方ではなくて、社会保険を名としてゐるが、むしろそれは適なことをやろうとしてゐる、社会保険的な方向と適なことをやろうとしてゐる、こういう言へるんではないか。だから、国民年金なり、労働者の年金が、何ぞになつたら幾らやればよいという問題では決してなくて、それはやはり、今申しましたやうに、制度そのものが実際に社会的、経済的、政治的な観点から、どれほど労働者及び人民の老後の生活を保障するやうなものになつてゐるか、そういう機能を持つてゐるか、こういうところが最も重要なポイントだろと思ひます。ところが、これは遺憾ながら、今の政府の年金政策の中には、そういった問題を持つものがきわめて多いのです。ぜひこれは徹底的に、そういう危険のないものにしていただかなければならない。

次は第三の問題点でありまが、第三は、今申しましたやうな政府の年金政策というものが、日本の特権官僚階級の権力を新しい形で非常に強めるといふ方向を目ざしてゐる。これをはつきり皆さんの方では検討していただく必要があるのじゃないか。なぜかと申しますと、この一兆三千億ほどの資金運用部資金というものが、これは一体どういう形で握られて、どういうやり方で運営されてゐるか、これを見てみますと、まず総理大臣の諮問機関、付属機関としての資金運用部資金運用審議会というものができておる。ところが、

が、これはまず総理大臣、大蔵大臣、郵政大臣、それから委員として、自治庁次長、大蔵事務次官、厚生事務次官、郵政事務次官——政務次官ではない、事務次官でありま——それから経済企画庁次長、それから学識経験者五人、これを含めた資金運用部資金運用審議会というものがあつて、大蔵大臣がまずこれに諮つて、とにかく一兆三千億の資金をどう使うか、どう集めるか、こういったやうなことをここで決定してゐる。まず一兆三千億の資金そのもの、これは問題でありま。しかし、一兆三千億のこの資金が、どこに、どういう形で流れてゐるのか、そして、それがどう活動してゐるか、こういったところを見ていただきますならば、この一兆三千億を握る力というものは、これは、現在、日本においては莫大な力のはずでありま。資金運用部資金の持つ金融経済に対する影響力、支配力、これはきわめて強大なものであるといふことは、おそらく皆さんもおわかりだろと思ひます。ところが、これは、今申しましたやうに、きわめて少数のいわゆる特権官僚の掌中に握られてゐるといふこと、それから、資金運用部資金の非常に数多くの実施機関がありま。この数多くの実施機関の中には、こういった人たちがその中心に送り込まれてゐるのか、これを一々見ていただきますならば、いわゆる特権官僚階級は、こういった資金運用部資金による実施機関の中心の中に、実に巧みにすり込んでゐるやうなことがおわかりだろと思ひます。

この問題に關連して思ひ出しますことは、今度の国会の始まる前に、各省

の間で、この年金の出し方について、激しい対立が行われております。たとえば、公務員の年金を出す場合の大蔵省と総務省のさや当て、それから、中小企業共済を出す際に当てる、労働省と通産省のさや当て、さらに地方公務員の年金に対する自治庁とその他とのさや当て、さらにまた、国民年金に對しての大蔵省と厚生省とのさや当て、こういった場合に、とにかく各省の上層部において、年金の出し方について、きわめて激しいやりとりが行われたという事は、皆さんもおわかりだろうと思います。

なぜこういったようなことが行われるかということ。これは決して単なるヘゲモニー争いじゃない、単にその制度そのものを十分にやっていくというヘゲモニー争いじゃない。やはり経済的な政治的な内容を持っておたはずであります。今、申しましたこの資金運用部資金の中に、特権官僚層というものがある、非常に大きな新しい権力を握るようになってきたということ。やはりこれは、日本の政治、経済、社会のあり方を決定するくらいに重要な問題だと思ひます。これは、皆さんが、大東亜戦争の最後段階において、厚生年金保険というものを作ってきたいきさつが、きわめてこれは雄弁に物語っていると思う。それときわめて似通った感じをわれわれに与えるはずであります。従つて、年金政策の場においては、どこの省がどういう形でこれは管理するという問題じゃなくて、こういった日本の将来の政治経済に、非常に大きな影響をもたらすようなことが含まれているということをまず第一番目に一つ御留意願いたいと思ひ

ます。

以上あげましたところの、第一に、社会保障を名として独占資本に強力な長期資金を提供するという問題、それから、二番目としたしましては、年金政策の中から、労働者の基本的な権利、人民の基本的な権利の抑圧をねらっているという問題、三番目に、国際労働条約精神をさらに大きく踏みにじっているという問題、それから、四番目としたしましては、かつての戦争を指導したいわゆる天皇制絶対主義官僚、これが今新しい年金政策の中で新しい権力を強めようとしておるといふ問題、今こういった四つの問題をあげてみても、これは決して労働者のみの問題ではなくて、日本のすべての国民にとつてのきわめて重要な問題であらうと思ひます。従ひまして、私は今申し上げましたような四つの問題を、年金政策全般について討議願ひまして、そういった危険が完全に排除される、それまでは絶対に国民年金その他の五つの年金関係法案を、国会を上げてはならないのじゃないか、これは徹底的にそういった危険のなくなるまで、一つ国会で御審議願ひことが必要じゃないか、こう思つておるわけがあります。

きわめて基本的なことだけを申し上げましたが、労働組合側の意見といたしましては、一応以上のようになっております。終ります。

○委員長(久保等君) ありがとうございます。

○委員長(久保等君) 御質疑を願ひます。

○坂本昭君 大へん各位からよい御意見を聞かしていただきまして、ありが

とうございます。

まず、藤沢の市長さんと、それから朝日の江幡さんが同じように、無拠出年金、無拠出制ということについて、非常に強い支持の言葉をあげられたことを、私は非常に愉快に思う次第でございます。実際にヨーロッパ、たとえば北ヨーロッパでもデンマークなどでは、完全に無拠出に、終始苦しい中を通りながら無拠出一点張りてがんばっているという例も実際あるのです。そういう点で、非常に、お二方が無拠出制を主張せられたことを非常に興味を持って感じましたが、その辺いろいろお尋ねしていただきます。

まず、金子市長さんには、市町村長の自主性と意欲を高めるように一つ運営してもらいたいというお言葉があったのですが、この自主性と意欲を高めるといふことの具体的な内容を、どういふふうにすれば市町村長さんが積極的に年金法というものを支持できるか、その具体的な御意見を一つ聞かしていただきます。

○公述人(金子小一郎君) お答えいたします。この自主性という意味は、御承知の通り、一つの例を申し上げますと、国民健康保険のようなものが今までやっております、現在もやっております。こういうふうなものに對しましては、市として全力をあげておるのであります。ところが、この法案を見ましても、先ほど申した通り、第三案のしまいの方に、市町村にやらせることができるということが書いてある、こういうふうな言葉によりまして、非

常に原則的な言葉になります。法文があるわけですから、こういうふうなことであります。果して一体どこまで一生懸命やっていかどうか、たとえば、先ほど申し上げた通り、市町村長というものは被保険者のあらゆる状態、条件を知つておるはずで、この問題に對して、おそらく、かりに市町村がやらなかった、この問題にはノータッチという場合ならば、おそらく出張所のようなものを厚生省では作られるのではないかと思ふのです。しかながら、今言つた通り、資料にしましてもデータ、すべてを市町村に必ずその提出を要求する、いたしません、そういうふうな場合におきましては、市町村はその本命、あるいは詳しいいろいろな問題に對しましてお骨は折りますけれども、いわゆる下積み立の立場に立たざるを得ない、こういうふうなことであつては、果して市町村としてほんとに完全に協力ができるかどうかからいへば、一体今言つた通り、いたすに、しかし相当な人件費も、相当な費用もかかるわけですから、こういうふうなことに協力する上におきまして……、こういうふうなことを考えてみますと、まずやはり市町村がこの問題には全幅的の力を注ぐのだということ、この機構にしたいのだと。あるいは先ほど申し上げた通り、交付金にいたしましても全額の交付金、今までのような交付税のような形でやっていたのだと。こういう意味からいへば、ひとりでこれに自主的になり得るということも考えられる、必然的に意欲というものもそこに燃えてくるわけでありま

すが、たとえばこの積立金というふうなものにいたしましたも、これは大蔵省のいわゆる資金運用部の資金というふうなものに全部入れてしまふというふうなことは、私ども反對である。やはり市町村としましては、これに大きな協力をした以上は、これの運用につきましては、考えていただいて、相当程度の市町村の事業に使わせていただきたい、それがしかも社会事業的の仕事でありますならば、なおさらであると思ひます。こういうふうなことがすべて自主的にもなるし、意欲もかき立てるわけでありま。そういうふうなわけでありま。それから、私どもはその意味におきまして、二重監督というふうなもの、はつきり申し上げます、都道府県の力をあまり借りず、あるいは指図を借りずに、直接政府の総括的の監督によつてやるといふことによつて、私どもは大きな力もわくわけでありま。こういうふうな意味であります。

○坂本昭君 今の自主性の具体化という問題は、非常に私はまだ困難な問題があると思ひます。今こうして法案が提示されたところで、おそらく市町村長さんの皆様方、先ほどの江幡さんの言ではないが、なかなかPRはまだいていない、ほんとうにまだみんな理解してない。こういうところで、拠出制が始まるまでは二年間ありますから、特にきょうはその具体的なことに對しては、市町村長さんにもっと徹底的に討議もしていただきたい。特に今の積立金の使用については、地方の七団体が十分使えるようにしてもらいたいという御意見はよく承りました。が、たとえば簡易保険、郵便年金の積

立金、これについては非常なトラブルがありながら、結局地方の意見がかなり郵政省を圧して、そうして郵政省が大蔵省を圧して、郵政大臣の責任の所管になった。そうして同時に、地方自治団体に対してかなりの、ほかのものと違って、ほかの財政投融資と違って、かなり金額がやられているという事実があるのです。

○公述人(金子小一郎君) その点よくわかっております。

○坂本昭君 こういうことについては、今後皆さんの御努力をお願いしますが、この点、厚生省のからちよつと工合が悪いが、厚生省は聞かぬ顔して下さい。実は先ほど来いろいろなお話がありましたが、選挙の問題、いろいろ統計の調査について金額くれない、今度の仕事は厚生省がやるのです。私は一番対比すべきものは国民健康保険だと思ひます。国民健康保険については、去年の暮れにわれわれも審議して、二五%、五分の調整交付金をつけて二五%の国庫負担というものがいきました。ところが、あれについてなかなか交付にいろいろの問題がありまして、たとえば交付する場合に、担保能力を見る場合、一つの市の全体の担保能力の計算をして、実際は国庫の担保能力の担保能力なんです。ところが、それがめんどうくさいかどうか知りませんが、厚生省ではその市全体の担保能力の計算を根拠として調整交付金などやっているわけです。ですから、かなりこれに泣いている市が私にはあると思う。それらの、今までの厚生行政をやってきた実績にかんがみて、厚生省が今度の国民年金をやるときに、あなた方は安心して厚生省

についていけるか、厚生省を信頼するだけの気持を持ってもらえるか、これは私は地方行政の責任者として重大なことだと思ひます。ですから、何かこういう点で疑義があるというならば、率直におっしゃっていただきたいと思ひます。

○公述人(金子小一郎君) 今の御質問にお答えいたします。たとえば今の国保のことなんです。たとえば、これから

ははつきりと、たとえば二〇%の補助をするというふうなことです。が、今までは私どもの市はいわゆる不交付団体、でありますから、二割するとおっしゃっても、今までは一割六分ぐらいしか、一六%ぐらいしかいたいたでないのです。しかも、事務費の費用にいたしましても、これは今、国から被保険者一人当りに対して九十五円いたいたしておりますが、実際は私どもの方では二百五十五円かかっております。差引勘定しますと百六十円の市の費用を持ち出しておるといふようなことであります。国保というものの性質を考へてみますと、これは市がやるべきことでもあるし、しかし実際からいけば、これは国家的仕事である、国家の委任であるというふうな感覚から申ししても、一人当り九十五円の事務費の補助に對しまして二百五十五円もかかっている。こういうふうな一つの例から申しまして、失礼ですが、すけれども、やがて政府に対する不信の感をわれわれ多少抱かざるを得ぬ、こういうふうなことが自主的の意欲をそぐのじゃないか。

なお重ねて申しますが、この広報宣伝につきましては、今も朝日新聞の論説の方が繰り返してお話申し上げたの

ですが、まだわかっておられない、関心がない、非常に低調であるということ、これは事実であります。これはよほど、私もやりましますけれども、特に政府におきましては、この問題に對しては真剣に一つ広報宣伝をしていただくことをお願いいたします。

○坂本昭君 大へんありがとうございます。

それから一点、生活保護の問題について触れられましたが、参議院の予算の一番最後の日に、総理は七十才以上の老齢年金については、これは生活保護の加算として一千円程度を認めたいという言明をされたのです。これがおそらく将来の基準になると思うのですが、ただ総理の言明ですけれども、実際市町村の末端におられる方は、そういう加算というところで処理ができてくるか。私はむしろ生活保護法をこの際やかり改正しておくか、あるいはこの年金法の中で明確に改正することが皆さるん方第一線の方には望ましいと思うのですが、その御意見を……

○公述人(金子小一郎君) その通りでございます。私どもの方にしますと、算の問題、さらにもう一つは、ボーダーラインの問題、この問題は非常に一つの苦悩を感じます。気の毒ではあるけれども、だめだということ、非常に気の毒であるけれども、政府からいただくところの金についての差ができてしまふというところは、非常に気の毒な感じを持つわけです。従って、この事務の輔導ということには確かに御指摘の通りであると思う。私は全面的に、先ほどそちらのお話もありました

が、よほどこれは関連性の多いところ

の問題であるし、さらに先ほど公的年金との通算の問題、これは将来の課題として法律に書いてありますけれども、こういうふうな大きな問題等に対しては、よほどやっていただかないという、市町村にいたすに大きな事務的負担をかけるのじゃないか、かように思ひます。その点一つ、どうぞ。

○坂本昭君 次に、江幡さんにお伺いしたいのですが、江幡さんの、衆議院での予算についてのいろいろの御高説も、いろいろとお教えたいたして大へんありがたかったです。が、きょうは最初、はめておられるのかと内容を聞いてみると、はめておられているのだから、反対なのかわからないような、なかなか手きびしい御批判でございまして、経済をやっておられる方は提出がいやだという考えが非常に強い、そういうことだと自分の拠出もいやだった、女房のための拠出もなさらないや、じゃないか。今回御承知の通り、奥さんは強制適用の対象外になっておりまして、奥さんの問題、一体江幡さんはどうされますか。その点一つ、まずお伺いしたい。

○公述人(江幡清君) これも私個人のことになります。結局やはり今の国民年金は任意適用ですけれども、入るざるを得ないだろうと思ひます。これはやはり一家の主人としての妻に対する義務でありますから。つまり、危いことは危いかもしれないけれども、しかし、一応万全を期しておかなければならない。

○坂本昭君 この際、特に愛妻家であるというその証明をするために、や

はりその程度のことではせざるを得ない。ただ、これは厚生省は大体三分の一ぐらいが加入するだろうという見通しですが、あちらこちらの意見を聞きますと、いやそれはもう女房のために積極的に出しますという人もかなりあるのです。むしろきょうは江幡さんのように、拠出についてはきわめて反対の気持が強いと、そういうふうなことを言われた方だから、多分女房のことなど私はかまっていられません。案外そうでないで、少し意外でございまして。

次に、先ほど伺っておりました、非常に示唆を受けたのは、やはり新聞人として、政治経済の変化ということについて非常なお考えを持っておられる。そして、特にやはり変化というもののが十年ぐらいでくるだろうという御意見で、これは非常に私は示唆を受けました。十年と申しますと拠出も始まったばかりで、その始まった人たちはまだ給付を受けていない。ところが、一方ではほとんど積立金を積み立てていく時期、大体十五年ぐらいしますと、たしか一兆に近くなつて参ります。しかも、その間には給付が始まつていない。私はそこで、あなたの言われる十年ほどのめどで見ていくと、何か積立金並びにこの年金制度そのものが、強制貯金という性格が非常に強くなつていくと思う。そうしてある面では、数学的には非常にこの年金制度の保険主義というものはうまくできているが、実際に所得保障の災をあげ得るかどうか、先ほどは積立金のことについてあまり触れられなかったもので、それから、一応その十年、昭和四十

六年ごろの日本の社会情勢あるいは国際情勢を見て、その間に積立金をこれだけ積み立てていく、しかも給付は始まっていない。そこで、そういう点を考えられて、一体このやり方で果していいのかどうか、先ほど結局賦課方式に変わっていくであろう、私は場合によれば賦課方式に変わる方が早いんじゃないかと思うのです。たとえばイギリスの一九四二年にできたビザリッジ案が、今日ではビザリッジの時期は過ぎた、そういう批判がかなり出ている。私はそういう過去の世界の進み方を見まして、特に江幡さんにはそういう事実から見ても、果してこれでもいいのかどうか、その辺の御意見がなかったものだから、伺いたいと思います。

○公述人(江幡清君) 結局私は、大体拠出年金の完全積立方式に反対なんでありまして、これは一つはやはりインフレに対する弾力性を持たないということが一つです。それと年金の制度として考えた場合に、まあ国際情勢のお話のごさいますと、それは全然別な話でございまして、日本の社会とか政治というものを考えた場合に、相当一般の国民大衆の意識といえますか、これはやっぱり高まって参ります。やはり完全雇用といいますが、そういう問題に対する要求も強くなりまして、年金に対する要求も強くなりまして、そういう場合に、こういうふうな積立方式で出資するのであります。おそろく私の先ほど申しましたように、やはり早く年金をよこせとか、あるいは手直しをしとか、あるいは金額を上げるとか、こういう要求が起ると思います。そういう場合に、それ

じゃこの積立方式をとれば保険料をたくさん取らねばならぬのでありまして、それで果してうまくいくのかと申しますと、どうもやはりむずかしい。やはり国がやるなり、何か賦課方式の方を重くするなり、そういうふうな形をとっていかねばならぬだろうというふうに考えます。この政府案であります。政府案は現在完全積立方式をとっている。それから保険料の二分の一の国庫負担を行なっております。そのほかは無拠出年金を出しております。そこで従って、おそろくこの案も、やはりそういうふうな要求が出て参ります。と、変えねばならぬと思うのであります。ただ政府案でいいのは、そういうふうな変化に対応する弾力性を持つておるといふことです。そのときになって、やはりただその案であります。と、十年とか、五年後に再計算することになっておられます。再計算する場合に、いろいろな賦課方式を加味するなり、あるいは積立方式を加味するなり、そういう変化に際する弾力性というものを、やはりこの案は持っているように思われます。そういう点で、一番初めから無拠出制にするか、あるいは賦課方式にするか、これはわからないのであります。やはり初めは積立方式をとっていいのでありますけれども、途中で起る変化に対応する弾力性を持つておることが必要だと思っております。この点は、やはりある程度のことはできるように思われます。

○坂本昭君 江幡さんのお説だと、第四条の変動に際する調整、非常に意味を広くとっておられるので、どうもそんな意味を広くとられたら、おそろく政府原案を出した厚生省としては面くらうと思うのですが、きょうは討議ではないので、いろいろ御意見を伺うので、今江幡さんの御意見を承わっております。と、一応とにかく問題もありまして、完全積立方式がくずれるのであるという一つの見通しを持つておられ、おそろく十年ぐらいのころには国民の圧力やいろいろなもので賦課方式にもならざるを得ぬので、そこで初めて内容の充実したところの年金制度ができる、まあ一つ年金制度を始めてみたらどうかというふうな理解いたしました。が、そういうことでよろしゅうございましょうか。

○公述人(江幡清君) 大体の趣旨はそういうことであります。第四案について先ほど申し上げましたが、やはり第四案の一項に、(年金額及び保険料額の調整)ですが、これは「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動」となっております。これはもう少し厳格に規定する必要があると先ほど申し上げましたが、たとえば、たとえ生計費、あるいは生活補助、それが場合によっては一〇%から二〇%、そういう変動があった場合に……それから積立金の方であります。積立金の問題は、これは非常にむずかしいのであります。積立金をインフレーションによる減価から守る。どうやって守るかということになります。これはなかなかあらかじめ法文の上できめておくということはむずかしいと思っております。ただ、この法案では五年ごとに調整をはかるということになっております。そこで、まあその調整に期待いたさねばならぬ点であります。ただ、その点から申しますと、こしらばくはいいいけれども、将来にわたって

完全積立方式をとることは危険だ、これは実施してからのおすから改正しなければならぬだろう、というふうな思っております。

○坂本昭君 大へんいろいろと示唆に富んだ御意見聞かせていただいたてありがとうございます。先ほど世論調査のことについて触れられました。これはなかなかやっぱ新聞の方でない、こういう御意見は言っていただけなので、非常に示唆を受けました。確かに年金をやつてもいいという一種のあこがれみたいな感じがあるのです。ね。ところが、先ほど堀江さんも非常にきつく積立金の問題について指摘せられて、国民が何も知っていないという点に、特に金融問題——積立金の使用について御指摘がありました。私は実はこれについては新聞も責任があるのではないかと思うのです。まあ、きょうは新聞の方と議論するのではないのですけれども、新聞の方ももう少し、先ほどいろいろの評論の中に、出てこないと言われるのですけれども、やはり積極的にこれ取り上げていただくというのです。たとえば、あとで一つ身体障害者の代表者の方から来ておられますから伺おうと思っております。新聞自身がやはりこういうことについて少し無関心というのです。これは冷たいやないかと思っております。この前、身体障害者の雇用法を私たちが提出したのです。実はこれも出たのです。参議院の法制局あたりでは憲法に違反のおそれもあるというので、最後になってひっくり返ったので、なかしました。非常に苦心惨たんして身体障害者雇用法案を出したので

が、新聞では選挙前の人気取りの法案だと言っています。僕は実にくやしかったです。足かけ三年もかかって苦心惨たんして出したものを一ぺんに片づけてしまったのです。これはやはり新聞自身がもっと重大な責任を持つてやっていた方がいいのです。何か注文みたいなになりましたが、少しは、われわれ足らぬ点もありますが、この間仙仙に参りましたら、社会党の案というものは全然わからない、もっと社会党の案を読んで聞かしてもらいたい、そういう、ありがたい意見を聞かされたら、何かそれについて御意見を聞かしていただきたいと思

○公述人(江幡清君) 大へん新聞に對しまして非常に痛い御批判であつたのであります。確かに社会保障の問題につきましても、全体の扱い方が足りないという点は、外から見ればありかと思ひます。しかし、それでも数年前に比べれば非常によくなつてきておる。ほかの雑誌などに比べても非常によくなつてきておるということをお考へ願ひたいのであります。

それからいま一つ、やはり社会党の法案でありますけれども、やはり党自身ももう少し積極的にいろいろあらちちからでPRといひますか、そういう政策の浸透が足りないように私も思ひます。たとえば、相当社会党の政策に関心を持つていらつしやる人々も、社会党の政策がなかなかわからぬ、あるいは、こういう問題をこの席で論議してはいけなかつたと思ひますけれども、自由民主党であります

○坂本昭君　それでですね、大へんこ
まかいこと伺いまして、これはあげ足
をとるのじゃないのですが、いろいろ

まといふこの職業が、最近非常に盲人の生活というものが不安定な状況に陥れられつつあるわけでございます。こ

てられていない傾向があったと思うのです。ところが、今度は労働党自身が積立金を全面的に取り上げておる。そう

い。自治的な扱いですね。だから、何しろ被保険者が中心になるということはきわめて明確な形で出しておりま

いると思います。それで、やっぱりそれは社会保険というものに対する見方が実にはつきりしております。とにかく

く社会保険というものは、雇用主がその負担金を出すという場合、これは労働に対する賃金の一部なんだ。だから、当然これは公務員であっても、公務員の社会保険は共済組合といっておきますけれども、それに対する、雇用主たる国の負担は、当然これは公務員の労働に対する賃金の一部である、そうして当然支払われるべきものだ、こういう観点に立っておりますから、従って積立金というものは、幾ら多くても、全部やはり労働者が中心になつて管理するようなものでなくてはならぬ、こういうことがILOなり、国際労働常識なり、これは一貫してきている問題だと思ひます。

○坂本昭君 どうもありがとうございます。

○藤田藤太郎君 江幡さんにお尋ねしたいのですが、江幡さんの日本の経済の生長度合いとの関係と、それから年金制度の問題で御意見がありました問題は、今度出ているのは、国民年金、要するに公的年金をはずして——公的年金にはいろいろ種類があるわけですが、だから、おしなべて九千万の国民に年金制度をしいていくという構想や、統一的な構想というものが生れてきていいのではないか、これは外国もそういう方向をみなとってきている。そういう問題についてのお考えを一つ。

○公述人（江幡清君） 率直にはつきり申し上げまして、将来の国民経済の成長率と、それから年金制度の関係というのは、実は私もよくわからないのです。と申しますのは、一体、今後の成長率がどの程度になるかということ、これは十年間くらいのものは大体

計算できましようけれども、それ以後になりますとどうもはつきりしない。おそろく成長率は下ると思ひます、一般には。それと、いま一つの問題は、これは先ほどの例の積立金の問題に關係すると思ひますけれども、あの積立金というものをどういうふう運用するか、それによつてやはり国民経済の成長率というものが若干変つてくる。

たとえば、積立金というものを資金運用部で——先ほどまあ資金運用部の運営に反対の御意見がございましたが、あれを投資的な経費に使つていくと、これはおそろく国民経済の成長率にはいい影響を持ちましよう。しかし、ほかの国民の生活の消費水準の方にはあまりいい影響を持たない。つまり、いわば積立金というものはやはり強制貯金ですから、これが資本の蓄積となつていくわけでありまうが、必ずしもそのまま国民生活に映るということにはもちろんならないと思ひます。そういういろいろなむずかしい問題があると思ひますので、私も今のところ何とも申し上げられないのであります。

局、今の提出年金というものを将来にわたつて考えまうと、片方で国民経済が年何%か成長していき、それに伴つて片方の年金の額というものも上つていくことは間違いない。かりに十年後に今のような成長を續けていって、七割近い国民の消費水準が上るといたしますと、年金の方も、金額の方も当然これを変えろという要求が出て参りますし、また、変えなければならせん。そういう点があると思ひます。で、できますれば、もちろんこれを二十年とか三十年とか、あるいは四十年とか、長期にわたつて年金の経済

計画を作ることがいいのだと思ひますけれども、実際はなかなか今の経済学の範囲では不可能な面があると思ひます。ただ、自分の面だけは見通せるわけです。——もう一つ、何でしたか……

○藤田藤太郎君 午前中の方からのこの御意見があつたわけですね。たとえば、公的年金というものは政府が一部負担する、それから使用者が一部負担する、そして被——要するに労働者が負担する、という格好のものが今の公的年金の中心をなしている。だから、官尊民卑的な恩給から始まつたものばかりではなしに、おしなべて——まあそこまでおしなべてなかつたですけれども、九千万国民の自主生活の全体の貢獻者とするならば、老後を保障するといふ形の中で、今の国民年金というものでは負担の率も高いじゃないか、あわせて、内容も悪いじゃないか、この四十年かけて三千五百円では悪いじゃないか、こういう工合のような御意見があつた。で、問題は、ただ公的年金その他をそのまま置いておいて、今のような国民年金だけで、今の江幡さんの、十年したら大体七〇%ぐらい経済の成長率をたとへ仮定したといたしますときに、いろいろ問題が出てくるのじゃないかと思ひます。

だから、老後を保障——老後の生活を保障するといふ建前に立つ年金というなら、計画を持つて全体の国民ができていなければならぬという形では老後の生活ができるような方向で計画を立てていくべきではなからうかと私は思ひます。で、そういう点は、統一的な考え方において、たとえば被用者年金と国民年金と大筋に分けて立てていくと

か、そういうものが出てくるでしよう。一ぺんに乗り越えて一本にするというのが非常に無理なり、そういう格好で、国家の年金制度として統一的方向、基本的な方向を立てていかなければならぬという問題がこゝへ出てくるわけですから、そういうものに対する御意見を伺ひたいと思ひます。

○公述人（江幡清君） それはおしなべての通りだと思ひます。もちろん、今の各種の公的年金と今度の国民年金では、少し年金の金額その他違ひますけれども、やはりこれは将来は同じように統一さるべき方向だと思ひます。それからまた、今のいろいろ七つか八つある年金というものが将来は統一的な年金になるべきだ。ただそういう点から申しますと、今の通算制度よりは何かと申しますか、実は賦課方式をとつた方がはるかにやさしいのであります。が、ただ、今すぐ賦課方式だけで満足するといふことになりまうと、問題がありはしないかという感じが持てまう。

○藤田藤太郎君 堀江さんにお尋ねしたいのですが、今、江幡さんに最後にお尋ねした問題ですが、年金——要するに九千万国民に対する老後の保障、これは母子とか身体障害とかいう、純粋な社会保障の面もありまうけれども、柱になるのは何といつても老齢保障と老後年金の問題ですが、今の政府の案を見ますと、公的年金をそのまま置いておいて、これだけが、今のようない計画で三十六年から提出年金が進むわけですから、その年金の将来の展望統一とかいうようなものについて御意見を聞かせ願ひたい。

○公述人（堀江信二郎君） 最初の先生の言われる、いわゆる日本の老齢問題の、それに対する対策の中心が老齢年金だと、これはやはり政府の方々もそれを非常に積極的に打ち出されたと思ひます。ところが、日本における老齢問題の処理が単に年金制度によつて、また年金制度が中心でなくちやならぬのかどうかの問題。ところが、これは私も身辺を見ましても、相当なかつての家庭でも、もうどこでも老齢問題が渦を巻いておる。たとえば、それは住宅の問題に關連し、それから結婚の問題に關連し、それから就職の問題に關連し、やはり老人を養つておるという問題は、きわめてやはり広範な形で痛めつけておると思ひます。よ。それで、結局そういう住宅なりそれからまた、いわゆる基本的な所得保障ですね、それからいわゆる雇用の問題、それからさらに結婚の問題にしてもしかりですね。それで、そういう社会的な、現在痛めつけておる諸問題をほとんど手を抜いておいて、そしてとにかく一カ月これだけずつかけていけば、お前たちに四十年後にはこれだけやるとだ、こういつたような年金を示したとしても、これはその他の社会的諸条件というものを極端に手を抜いておる限りにおいては、決してこれは、年金というものが段階的によくなつていくということにはならないと思ひます。それで、きわめて一般的な言い方ですが、私は老齢問題との正しい取り組み方は、社会保障的な取り組み方——日本における社会保障的な取り組み方というものは、第一は、賃金問題、それから雇用問題ですが、それに付随する問題としてやはり家族制度の問題、結婚の問

か、そういうものが出てくるでしよう。一ぺんに乗り越えて一本にするというのが非常に無理なり、そういう格好で、国家の年金制度として統一的方向、基本的な方向を立てていかなければならぬという問題がこゝへ出てくるわけですから、そういうものに対する御意見を伺ひたいと思ひます。

○公述人（堀江信二郎君） 最初の先生の言われる、いわゆる日本の老齢問題の、それに対する対策の中心が老齢年金だと、これはやはり政府の方々もそれを非常に積極的に打ち出されたと思ひます。ところが、日本における老齢問題の処理が単に年金制度によつて、また年金制度が中心でなくちやならぬのかどうかの問題。ところが、これは私も身辺を見ましても、相当なかつての家庭でも、もうどこでも老齢問題が渦を巻いておる。たとえば、それは住宅の問題に關連し、それから結婚の問題に關連し、それから就職の問題に關連し、やはり老人を養つておるという問題は、きわめてやはり広範な形で痛めつけておると思ひます。よ。それで、結局そういう住宅なりそれからまた、いわゆる基本的な所得保障ですね、それからいわゆる雇用の問題、それからさらに結婚の問題にしてもしかりですね。それで、そういう社会的な、現在痛めつけておる諸問題をほとんど手を抜いておいて、そしてとにかく一カ月これだけずつかけていけば、お前たちに四十年後にはこれだけやるとだ、こういつたような年金を示したとしても、これはその他の社会的諸条件というものを極端に手を抜いておる限りにおいては、決してこれは、年金というものが段階的によくなつていくということにはならないと思ひます。それで、きわめて一般的な言い方ですが、私は老齢問題との正しい取り組み方は、社会保障的な取り組み方——日本における社会保障的な取り組み方というものは、第一は、賃金問題、それから雇用問題ですが、それに付随する問題としてやはり家族制度の問題、結婚の問

題、それから非常に多くの問題が日本
的な特徴としてあげられると思いま
す。だから、そういうものを総合した
中で年金をこういう形で幾らやる、こ
ういう形で打ち出されなくちゃならな
いのじゃないか。もしそうなら、そう
いったいろいろな条件を全部整えなが
ら年金を打ち出す場合なら、あるいは
その年金額というものが、今政府の案
よりも少ないものであっても、これは老
人の幸福を保障できるかもしれない。
だから私は、今言われておる、特に政
府が言われている老齢問題を解決する
基本の問題、唯一の問題が今のような
老齢年金であるということについて
は、やはりこれは賛成できないわけ
あります。

それからなお、公的年金の問題とそ
の他の通算の問題でござりますが、そ
れは私はとにかく日本の社会保障的な
諸条件が正しい形で手がつけられてく
るならば、こういう通算の問題という
のは、それほどむずかしい問題じゃな
いと思う。だからこれは、今現在通算
の問題というのは、非常に広範に問題
が各層から出ておりますけれども、こ
れはまた一面、そういう各層ごとの対
立を助長していると思うわけです。こ
れはやはり一つには、政府にとっては
きわめてありがたいこととも思いま
すけれども、これは実際に社会保障的
な諸条件があらゆる場所に手がつけら
れてくるならば、この通算の問題など
はきわめて簡単に処理されていくと、
また方向が見出される、今のような状
態の中ではなかなか通算の問題とい
うのは困難であらう、こういう工合に考
えております。

○藤田藤太郎君 どうも私の質問が悪

かったのかという感じで、今お聞きし
たのですがね。私は、今、先ほどおっ
しゃった前提の問題は省いてものを
言ったわけですが、養老年金という一つ
の固定した制度の今の法律案でござ
いますから……社会保障において、た
えば所得や資金の保障というものが
行われることが前提でございまいしょ
う、その他、人たるに値する生活とい
うものが行われる経済政策その他の施
策が行われることはむろん前提の問題
でございますけれども、年金そのも
の、老齢者の老後の生活を保障する
という年金の問題について、この年金制度
の問題について、公的年金と一般の国
民年金との将来の総合展望はどうで
か、こういうお尋ねをしたつもりだっ
たのです。

○公述人(堀江信二郎君) これは、私
はやはり二つのいき方があると思いま
すね。やはり一つは、とにかく全部の
年金を統一して、通算できるような措
置を講じていく方向と、もう一つは、
フランスのように、この公務員なら公
務員、それから電気産業労働者なら労
働者、やはり特定の労働者の年金が存
在しています。ところが、そういうもの
をやはり大きく一般的な年金でげた
をはかしていく、そして、だから全体
のフランスの国民に年金が適用されて
おりますけれども、やはりそれは、い
ろんな歴史なり経過なりによってでき
てきた年金の特徴というものが生かさ
れて、それで各産業別の労働者に違い
はありまして、とにかく別々のもの
であつても、やはり基礎に大きなげた
をはかして、しかも性格を同じような
性格づけにして、年金制度を組み立て
ていってやる、こういった大体二つの

型が考えられるのではないかと思うの
です。そういう型をどちらの型が正し
いのかどうかという問題、これは私は
こういう年金に限らず、社会保険制
度、社会保障制度というものは、やは
りこれは資本と労働との間のお互いの
話し合い、力関係と申しますか、この
折衝の中において形がきまってい
く、だからただそういうものを抜きに
して、どっちの形がいいかということ
は、労働組合の中ではそういう結論と
いうものはなかなか出てこないと思
う、だから労働組合の中から将来の年
金の制度を展望する場合は、やはり今
現在における、また過去における資本
との間の社会保障制度についての折
衝、そういうものの経験の上において
どっちの方向をとった方が労働者側に
いいかということがきまるのではない
かと思ひます。まあそれで、じゃお前
個人の意見ならどうかと、こう申しま
すならば、やはり私は日本としてはフ
ランス型の、要するに、よしんば別個
に幾つかの年金制度が存在しても、や
はりそれは全体に通算でき、しかも基
礎に大きなげたをはかすと、こういつ
た形の方向にいく方がいいのじゃない
か、これは労働組合の方にはそういつ
た展望を話しております。

○委員長(久保等君) 公述人に対する
質疑は、この程度にいたしたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認
めます。

公述人の各位に一言委員会を代表し
たしましてお礼を申し上げたいと存じ
ます。大へん貴重な御意見を長時間に
わたりましてお聞かせいただきまして

厚くお礼を申し上げます。
本日は、これにて散会をいたしま
す。
午後四時三十六分散会

昭和三十四年四月九日印刷

昭和三十四年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局